大熊町こども計画

（令和７年度～11 年度）

令和７年３月

ごあいさつ

このたび、こども施策の総合的な指針である「大熊町こども計画」を策定いたしました。未来を担うこどもたちのため、行政の各部署が今後力を入れるべき施策を一覧的に示したものです。

国は令和５年４月、こども施策を社会全体で推し進めるため「こども基本法」を施行するとともに「こども家庭庁」を設立しました。当町においてもこども施策は最重要課題であり、全庁挙げての対策を図ってまいります。

平成 23 年の東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故の後、町内の避難指示は順次解除されておりますが、町内在住人口の回復には時間を要しています。一方、町内では令和 5 年、教育施設「学び舎ゆめの森」がスタートし、子育て環境の整備が大きく前進しました。今ある機能を生かし、子育て世帯が安心してこどもを生み育てられる施策を展開していくため、本計画に記載した取り組みを着実に進めてまいります。町民の皆さまにおかれましては、本計画の趣旨をご理解いただき、こども施策へのご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご意見をいただきました大熊町福祉計画推進協議会の委員の皆さま、「大熊町子ども・子育てに関するニーズ調査」にご協力くださいました町民の皆さまに対しまして、厚くお礼申し上げます。

令和７年３月
大熊町長　　吉田　淳

目 次

１　計画の策定にあたり……1
　1-1 計画策定の趣旨・目的……1
　1-2 計画の基本的事項……1
２　大熊町の状況……4
　2-1 大熊町の状況……4
　2-2 こどもと子育て家庭の状況……7
３　計画の基本方向……17
　3-1 めざす方向……17
　3-2　基本目標……19
　3-3　施策の体系……20
４　施策の展開……21
　基本目標１　健やかな育ち……21
　基本目標２　子育て支援……27
　基本目標３　つながり……35
５　子ども・子育て支援事業計画……38
　5-1　子ども・子育て支援事業の概要……38
　5-2　教育・保育の提供区域の設定……39
　5-3　計画期間のこども数と潜在的家族類型……39
　5-4　幼児期の学校教育・保育……40
　5-5　地域子ども・子育て支援事業……42
　5-6　教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保……48
　5-7　総合的な施策の推進……49
６　計画の推進に向けて……50
　6-1　共生社会の実現に向けた町民との協働……50
　6-2　計画の進行管理……50
　6-3　特例事務による推進……50
資料編……51

1　計画の策定にあたり

1-1 計画策定の趣旨･目的

令和の時代に入り、人口の少子化・高齢化が加速し、様々な社会変化により、こどもと子育て家庭の抱える課題は増大し､生きづらさを抱えたこども･若者が増え、ニート、ひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題がコロナ禍も影響し、深刻化・長期化しています。また、若い世代の結婚や子育てに対する不安や、子育て家庭の不安・孤立感が少子化に影響しているともいわれています。

国では少子化対策をさらに積極的に推進するため、次代の社会を担うこども・若者･子育て家庭などが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし､こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和５年４月１日にこども基本法が施行されました。社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関する基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策を総合的に推進することを目的としています。そして、令和５年12月には「こども大綱」が閣議決定され、子育て家庭の様々なニーズへの対応が市町村にも一層求められています。

これまでの｢子ども･子育て支援事業計画｣､｢次世代育成支援行動計画｣を含め、こども基本法の示す理念及びこども大綱の示す基本的な方針をふまえ､町のこども施策の総合的な計画として「こども計画」を策定・推進します。

そして、本計画は、大熊町地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、保健福祉関係計画と連携を図りながら推進します。

大熊町民は､東日本大震災とそれに起因する福島第一原子力発電所の事故により、長期的に避難生活の状況が続いています｡町への帰還が部分的に始まっていますが、こどものいる世帯の多くは本計画期間中も避難状況が続く見込みです。

このため､本計画では避難先の受入自治体との連携を前提として、避難先での安定した生活の支援に向けたきめ細やかな対策を国、福島県及び郡内町村、避難先市区町村、関係機関等との協力の下に、力強く進めていくこととします。あわせて、大熊町への帰還をみすえた取組を含めた内容とします。

1-2 計画の基本的事項

(1)計画の位置づけ･対象

本計画は、こども基本法第10条に示される都道府県・市町村のこども計画に位置づけられます。

子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第８条の｢市町村行動計画｣に位置づけられます｡子ども･若者育成支援推進法第９条第２項に規定する市町村子ども･若者計画、こどもの貧

困解消対策の推進に関する法律第９条第２項に規定する市町村計画その他法令の規定に基づき、こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成します。

こども基本法では「こども」は心身の発達過程にあるものと定義されており、本計画の対象の基本とし、取組・事業においては、目的や趣旨により対象年齢を設定することが合理的な場合は設定するものとします。目安として、児童福祉祉法第４条に基づく「児童」は概ね18歳未満となり、こども・若者計画は概ね29歳まで（取組によって39歳まで）、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育サービスや地域子育て支援事業等は、概ね小学生までを対象とします。

こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

(2)計画期間

計画期間は令和７年度から令和11年度までの５年間とします。

(3)計画の策定･推進

策定にあたっては、これまでの施策・事業の実施状況及び課題について担当課及び関係課で検討し、大熊町福祉計画推進協議会において協議し、策定を進めてきました。

あわせて、大熊町の小学生以下のこどもと子育て家庭の避難先での実態・要望などを把握するため、「大熊町子ども・子育てに関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）」を令和６年３月に行いました。

今後は、計画の着実な推進を図るため、大熊町福祉計画推進協議会等において、定期的に進捗状況の把握と意見交換等を行います。

■ニーズ調査の実施状況

調査対象	令和6年3月1日現在で、18 歳以下のこどもがいる世帯の保護者及び小学５年生以上のこども本人を対象に、調査票への回答を依頼した。
調査方法	郵送による配布･回収
調査期間	令和6年3月8日（金）～3月27日（水）

	配布数	回収数	回収率
小学 4 年生以下保護者	436 件	84 件	19.3%
小学 5･6 年生保護者	184 件	26 件	14.1%
中学生保護者	121 件	23 件	19.0%
高校生等保護者	101 件	16 件	15.8%
小学 5･6 年生本人	184 件	25 件	13.6%
中学生本人	121 件	23 件	19.0%
高校生等本人	101 件	16 件	15.8%

2　大熊町の状況

2-1 大熊町の状況

①人口

大熊町の人口は、令和２年は10,296人でしたが、令和５年に10,000人台を下回り、令和６年には9,942人と緩やかに減少しています。

年齢構成では、０～14歳の年少人口は令和２年の1,460人から令和６年は1,178人に減少しています。一方、高齢者人口は令和２年の2,740人から令和６年は2,910人と増加しており、令和６年の高齢化率は29.3%となっています。

■人口の推移（各年4月1日現在）

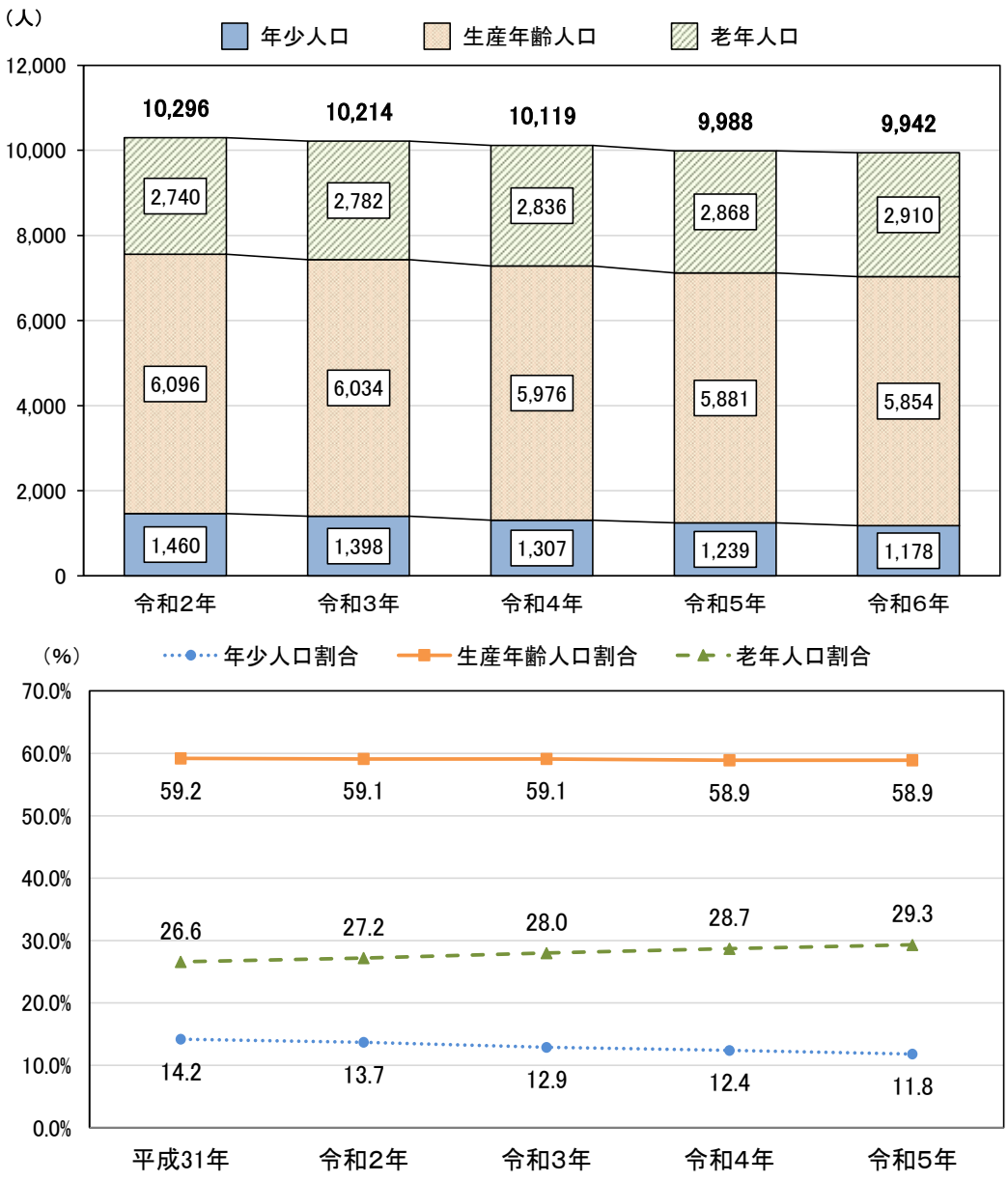

（住民基本台帳）

②世帯数

世帯数は、平成31年の3,807世帯から令和５年は3,914世帯と緩やかに増加しています。１世帯あたり人員は平成31年の2.73人から令和５年の2.56人まで減少しています。

■人口・1世帯あたり人員の推移（各年1月1日現在）

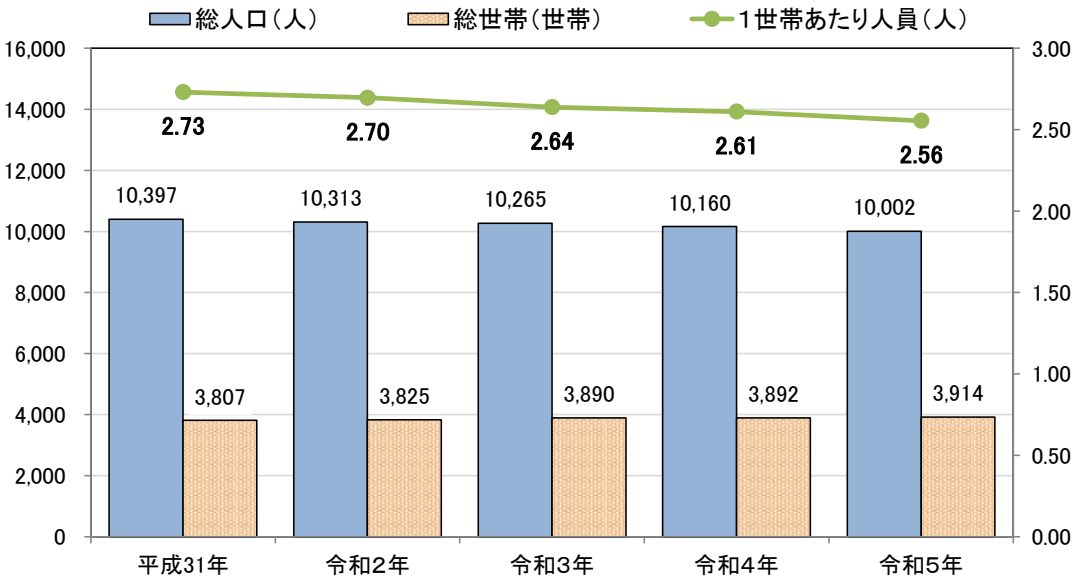

（住民基本台帳）

③人口動態

社会増減は令和２年、令和５年で転入が転出を上回っており、令和５年の転入数は210人、転出数は187人となっています。

自然増減は、近年は出生数を死亡数が上回っており、令和５年は出生数が51人、死亡数が122人となっています。

■人口動態（各年1～12 月計）

自然増減

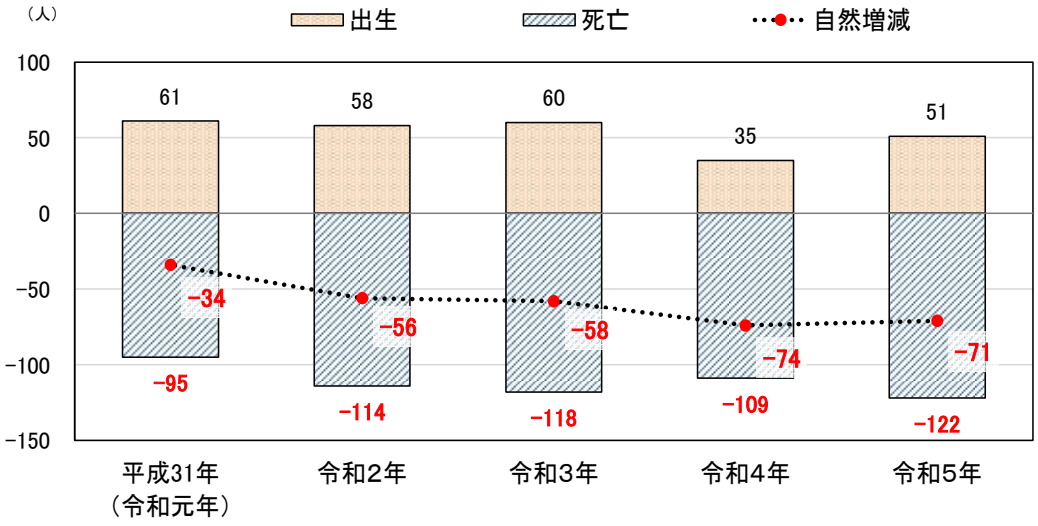

社会増減 （人）

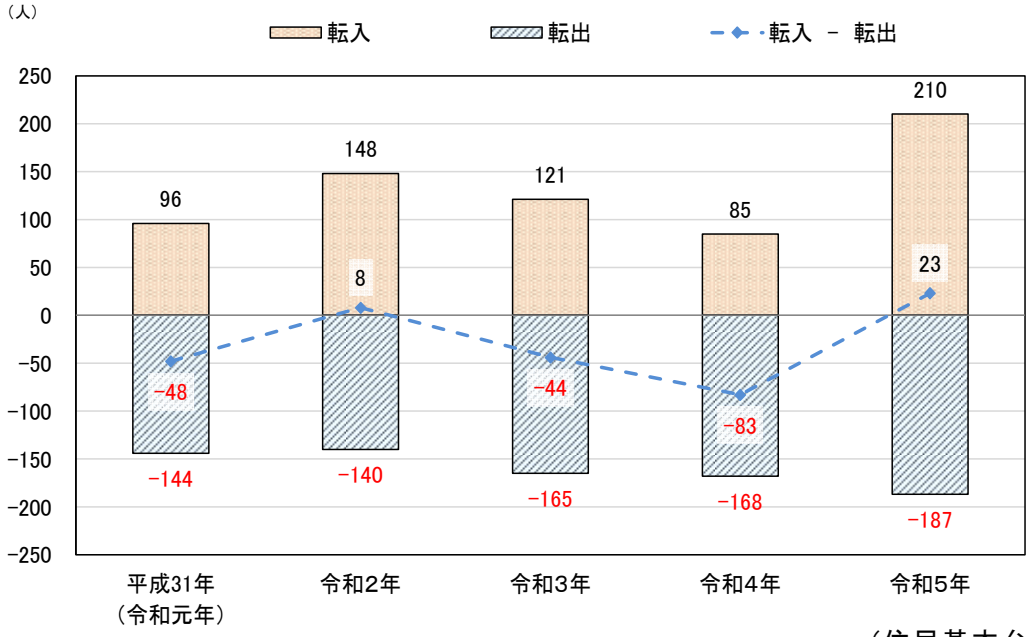

（住民基本台帳　年間分）

④児童人口

17歳以下の児童は令和２年の1,794人から令和６年には1,501人と293人の減少となっています。

年齢別でみると、令和４年以降、０～５歳児が100人を下回っており、令和２年度の515人から令和６年度は316人となっています。

■17 歳以下の人口の推移（各年4月1日現在）

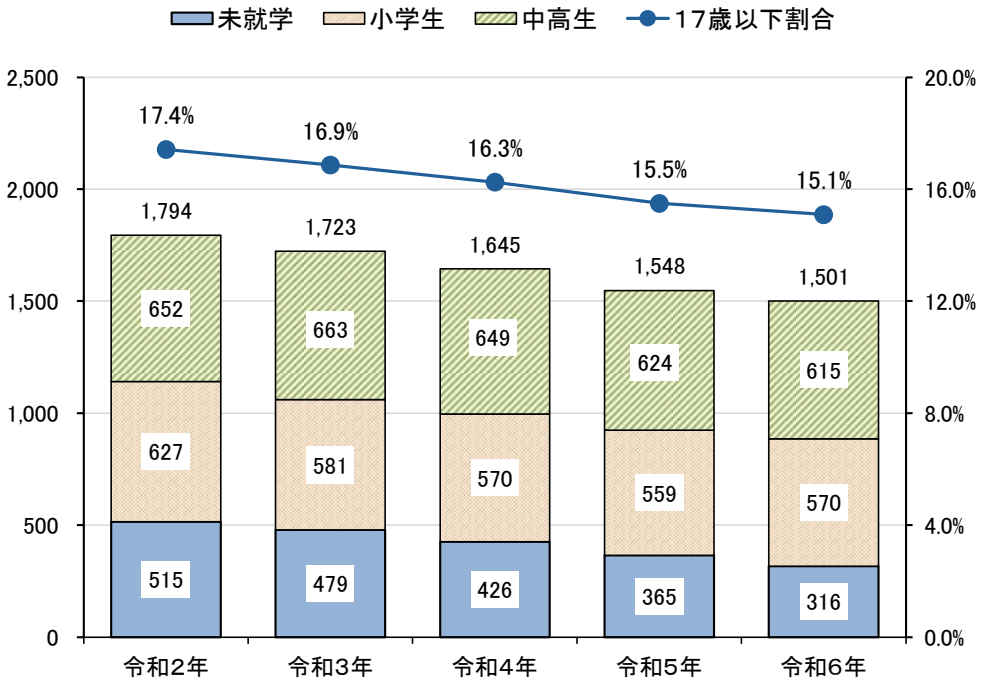

（住民基本台帳）

2-2 こどもと子育て家庭の状況

(1)こどものいる世帯

①子育て家庭の環境等

こどものいる世帯の居住地区は、「福島県内」が小学４年以下児童の保護者で64.3%、小学５・６年児童の保護者で69.2%、中学１・２年生徒の保護者で69.6%、高校１・２年生徒等の保護者で56.3%となっています。

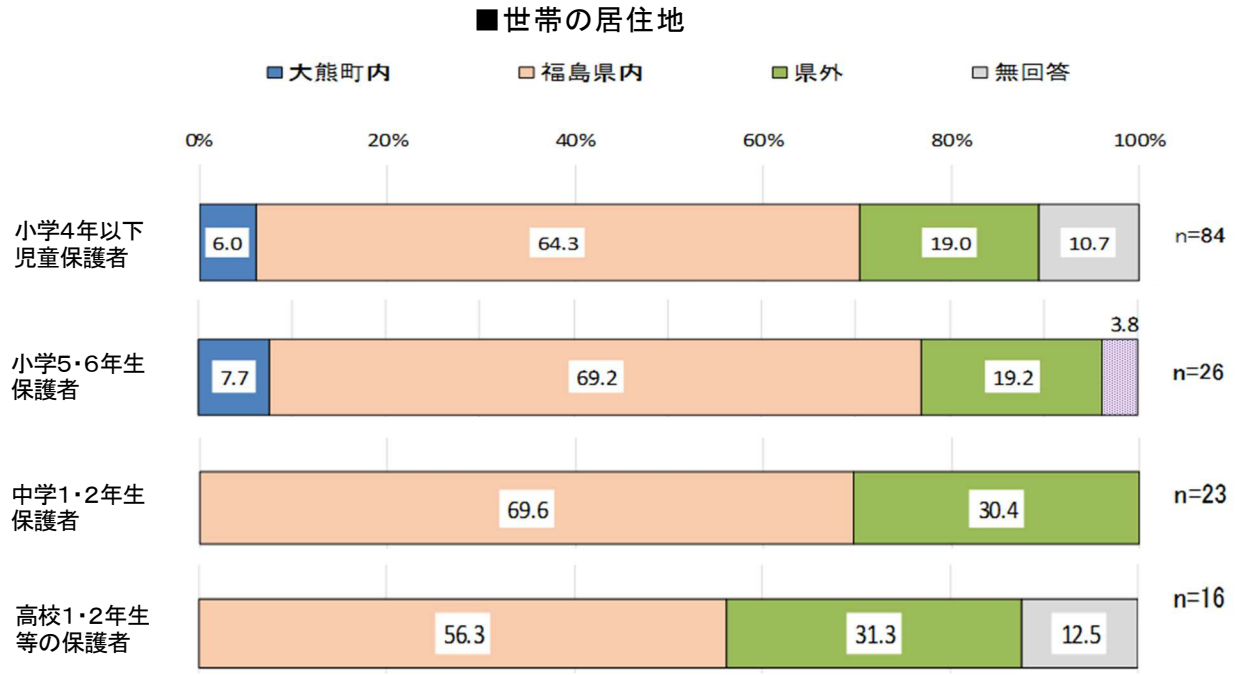

（ニーズ調査）

小学４年以下児童の保護者のうち、未就学のこどもが「１人」いる世帯が45.2%、小学生が「１人」いる世帯が46.4%となっています。

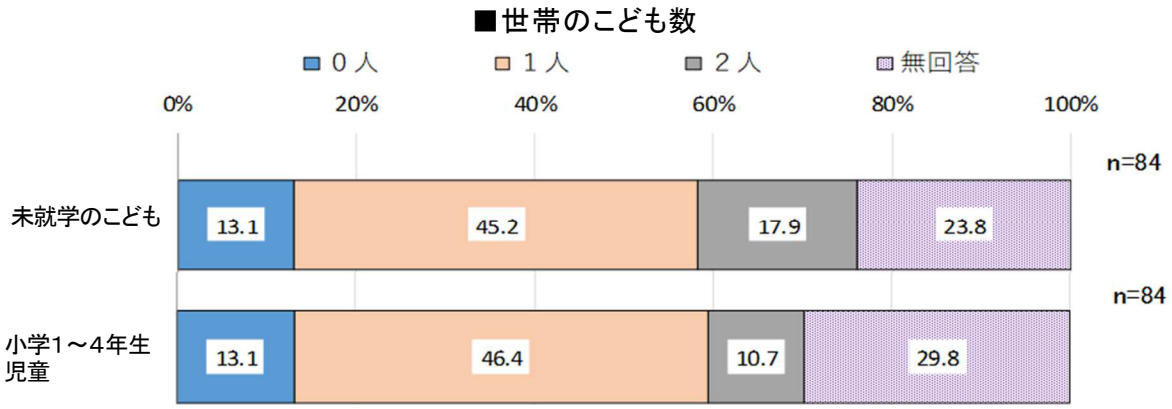

（ニーズ調査）

主な育児者は、いずれの世帯も「母親」（主に母親）が多く、小学５・６年児童の保護者で50.0%、中学１・２年生徒の保護者で56.5%、高校１・２年生徒等の保護者で43.8%となっています。

■主な育児者

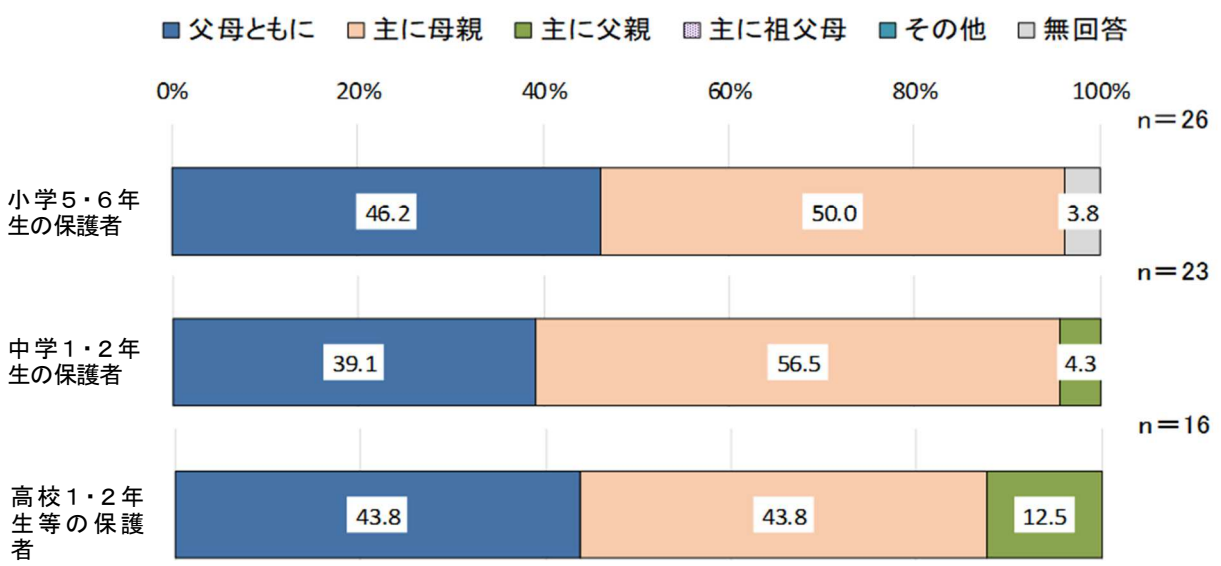

（ニーズ調査）

小学４年以下児童の保護者で、こどもをみてもらえる状況について、「緊急時もしくは用事の時に祖父母等の親族に預かってもらえる」が48.8%、「日常的に、祖父母等の親族に預かってもらえる」が35.7%、「いない」が21.4%となっています。

■日頃子どもをみてもらえる親族・知人

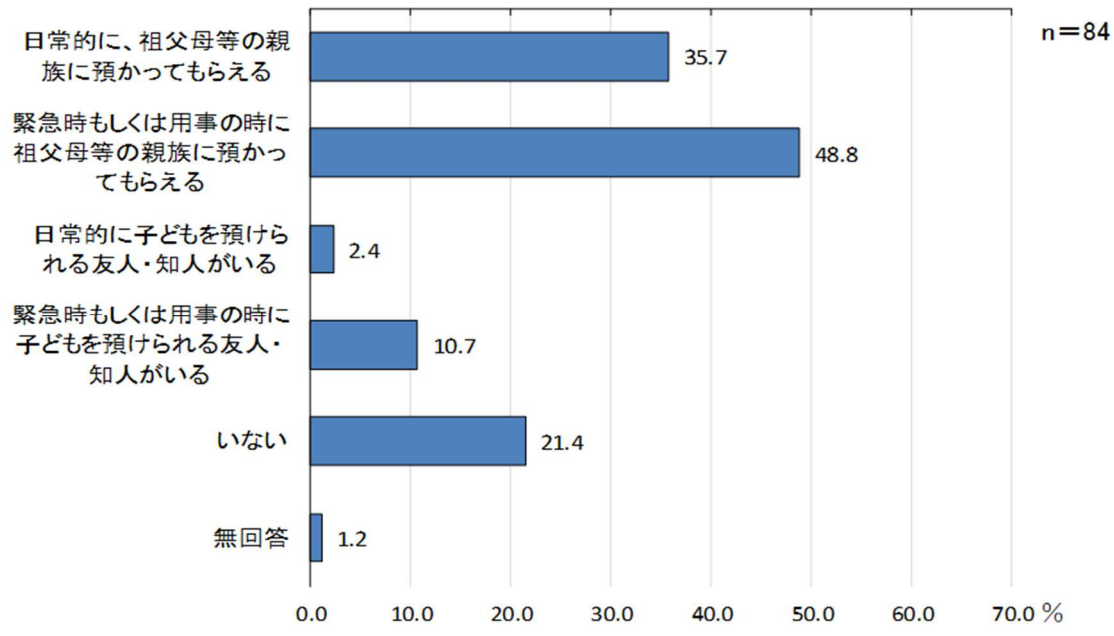

（ニーズ調査）

②保護者の就労状況

母親の就労状況は、小学４年以下児童の保護者で「以前は就労していたが、現在は就労していない」が38.1%、小学５・６年児童の保護者で「パート・アルバイト等で就労（休業中ではない）」が38.5%、中学１・２年生徒の保護者と高校１・２年生徒等の保護者で「以前は就労していたが、現在は就労していない」がそれぞれ39.1%、31.3%となっています。

小学４年以下児童の保護者について、現在未就労の母親では、「１年より先、一番下の子どもがもう少し大きくなったころに就労したい」が41.2%、「今は子育てや家事などに専念したい」が29.4%となっています。

■母親の就労状況

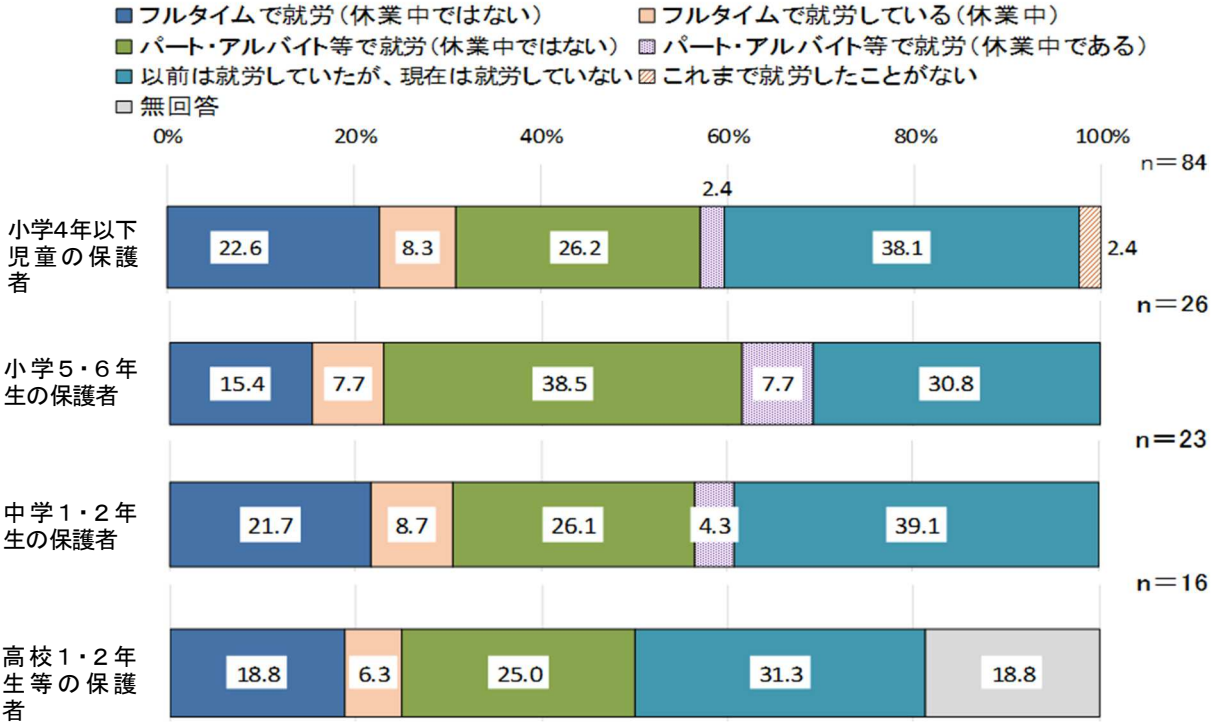

（ニーズ調査）

■未就労の母親の今後の就労意向

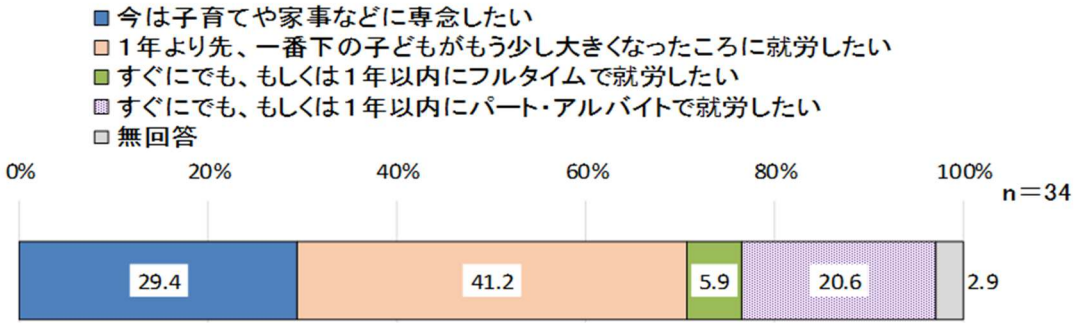

（ニーズ調査）

(2)教育・保育事業の利用状況

①未就学児の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用していない」が36.8%、「幼稚園」が23.5%、「認可保育所」が17.6%となっています。

■未就学児の教育・保育先

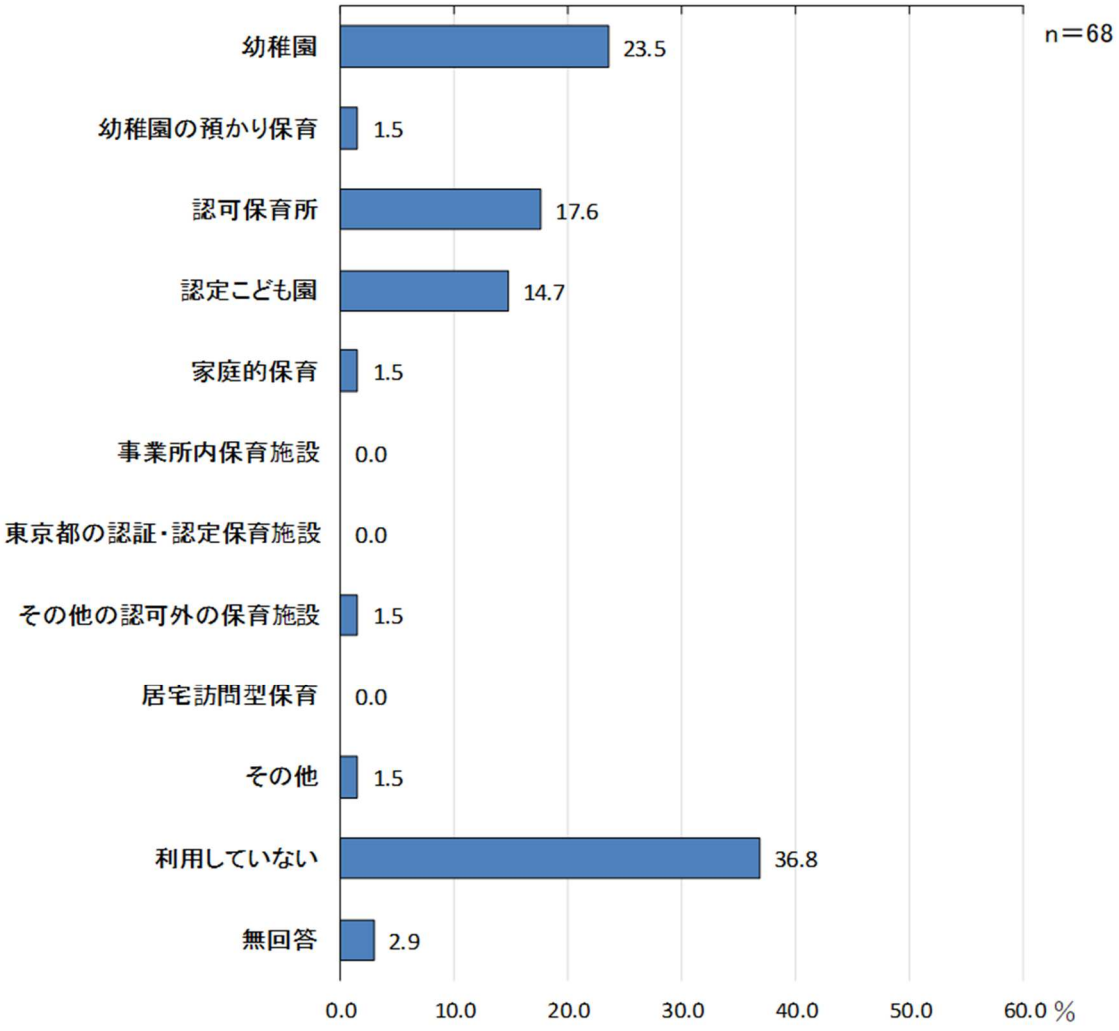

（ニーズ調査）

②未就学児の今後の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後の利用希望先は、「幼稚園」が47.1%、「認定こども園」が26.5%、「認可保育所」が23.5%となっています。

■未就学児の今後の教育・保育希望先

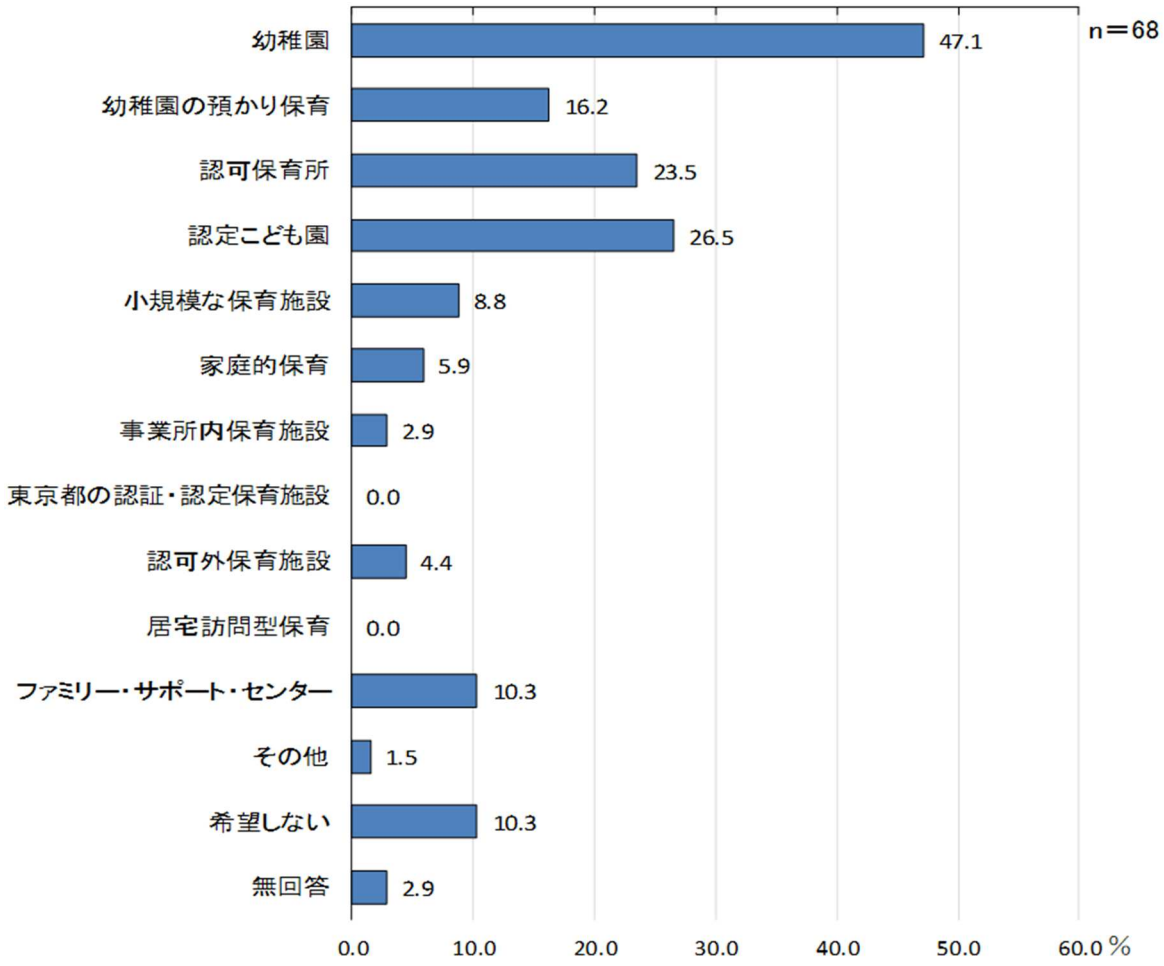

（ニーズ調査）

③放課後の過ごし方

平日の放課後の過ごし方は、「自宅」が多く、小学４年以下児童の保護者で64.3%、小学５・６年児童の保護者で88.5%、中学１・２年生徒の保護者で73.9%、高校１・２年生徒等の保護者で93.8%となっています。小学４年以下児童の保護者では「放課後児童クラブ」が26.8%、小学５・６年児童の保護者では「習いごと」が19.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が15.4%となっています。

■放課後の過ごし方

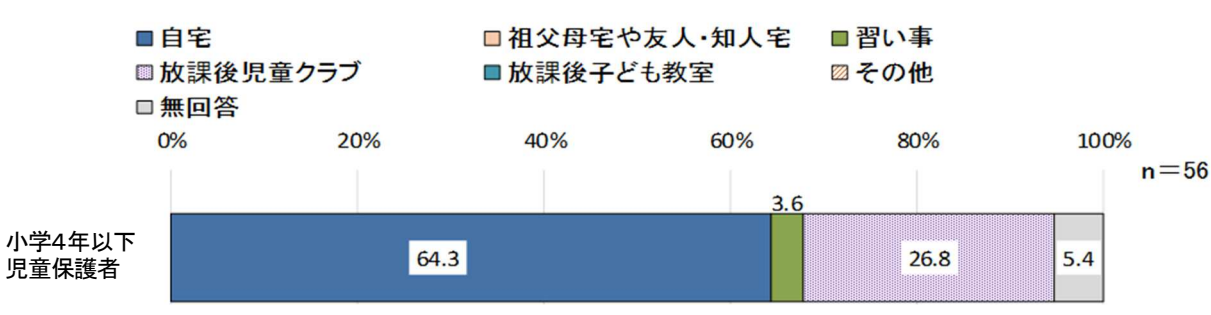

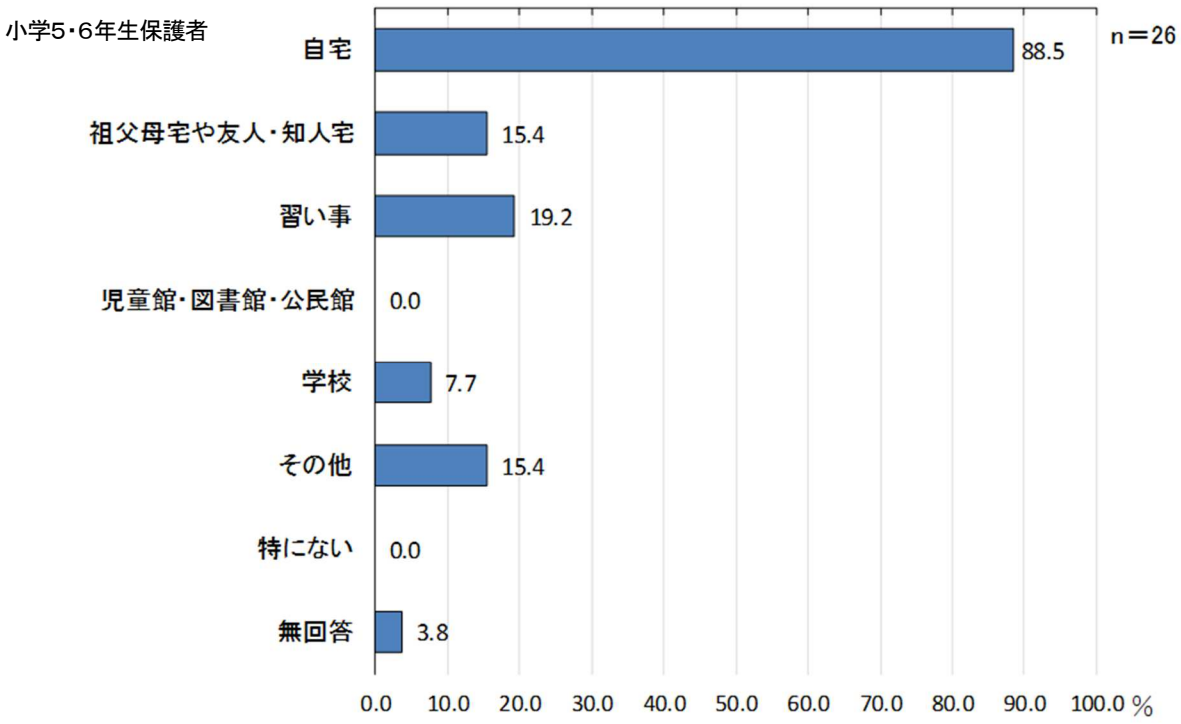
小学5・6年生保護者
自宅
祖父母宅や友人・知人宅
習い事
児童館・図書館・公民館
学校
その他
特にない
無回答
88.5
15.4
19.2
0.0
7.7
15.4
0.0
3.8
n＝26
0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0 70.0 80.0 90.0 100.0 %

（ニーズ調査）

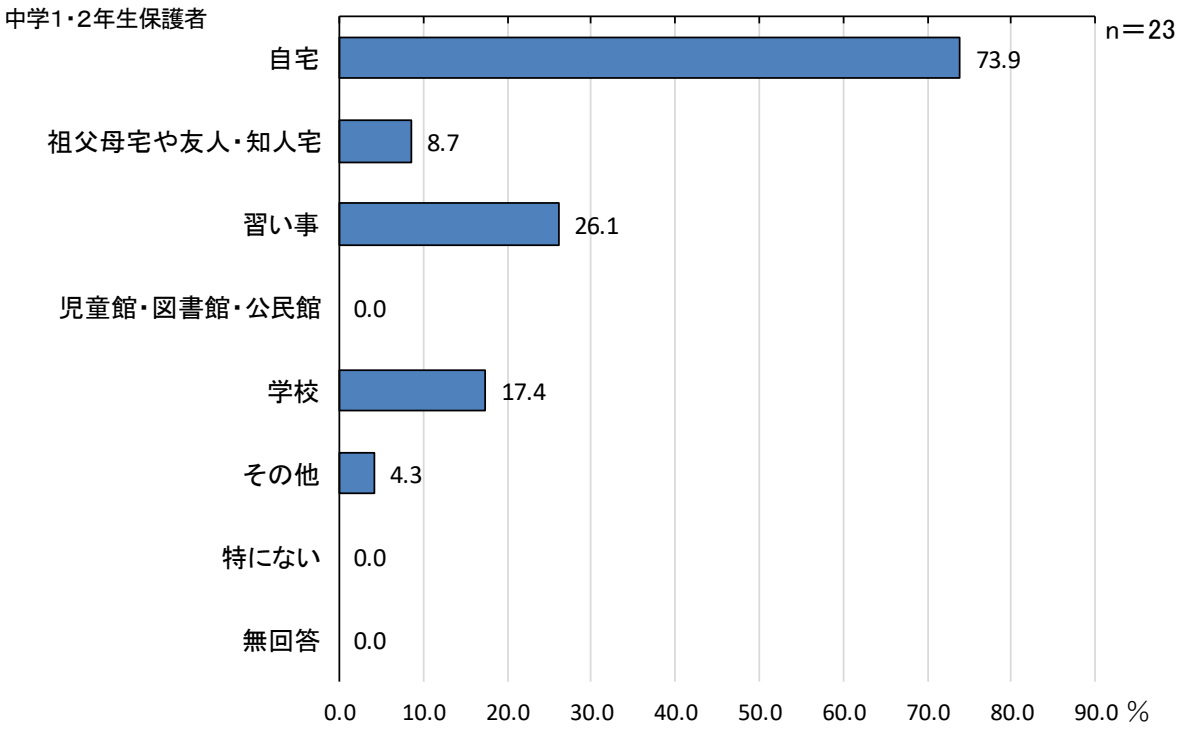
中学1・2年生保護者
自宅
祖父母宅や友人・知人宅
習い事
児童館・図書館・公民館
学校
その他
特にない
無回答
73.9
8.7
26.1
0.0
17.4
4.3
0.0
0.0
n＝23
0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0 70.0 80.0 90.0 %

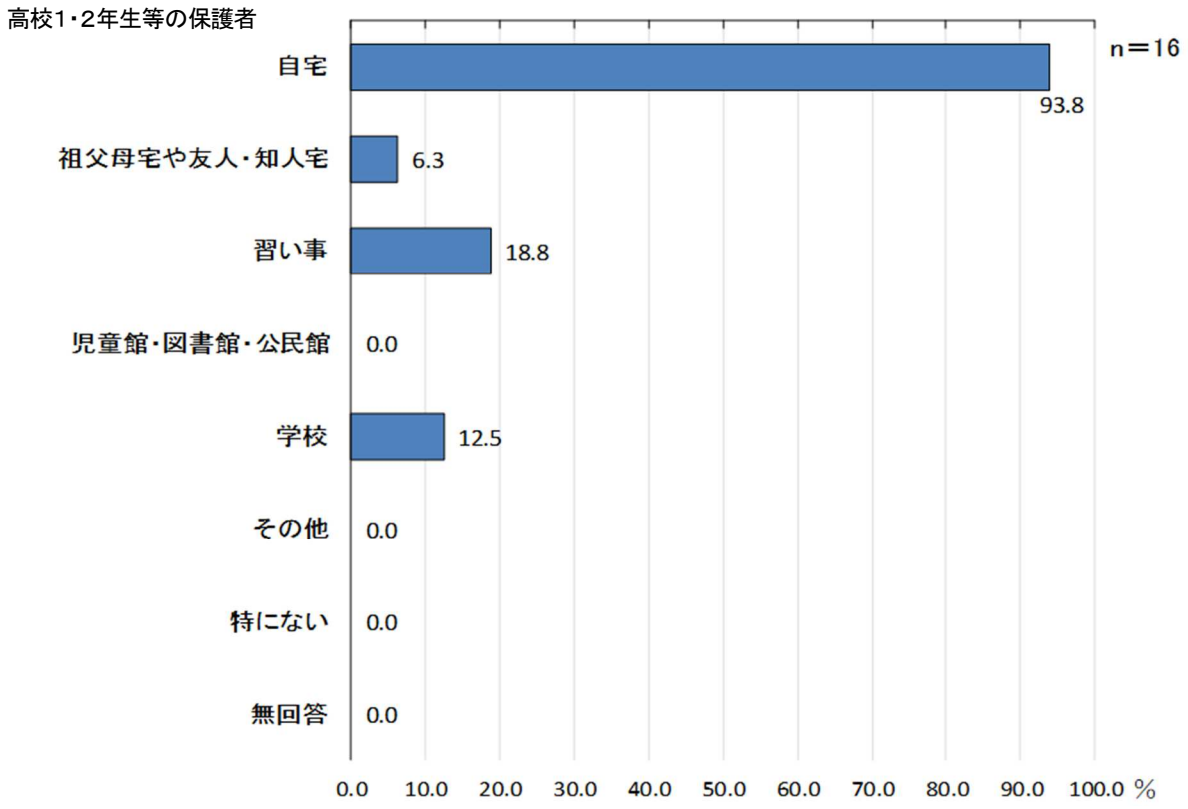

（ニーズ調査）

④小学生の放課後児童クラブの利用希望

小学４年以下児童の保護者の平日の放課後児童クラブの利用希望については、「利用しない」が50.0%、「週５日利用したい」が26.8%、「週に３日程度利用したい」が19.6%となっています。

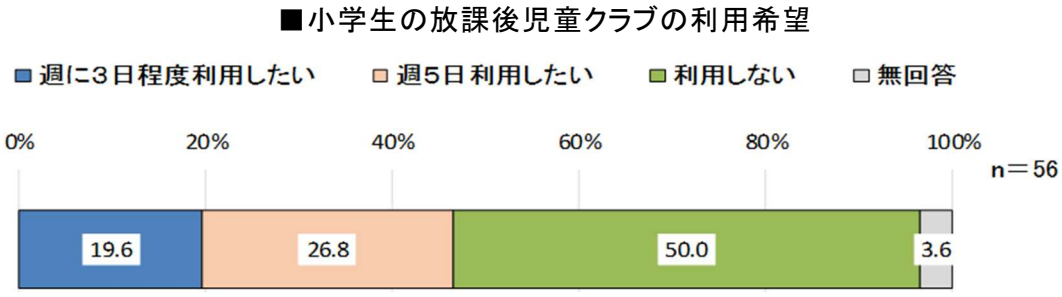

（ニーズ調査）

(3)今後の動向、行政への希望等

①町の子育て支援について期待すること

小学４年以下児童の保護者が町の子育て支援について期待することとして、「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」が67.9%、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が47.6%、「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が34.5%となっています。

■子育て支援への期待

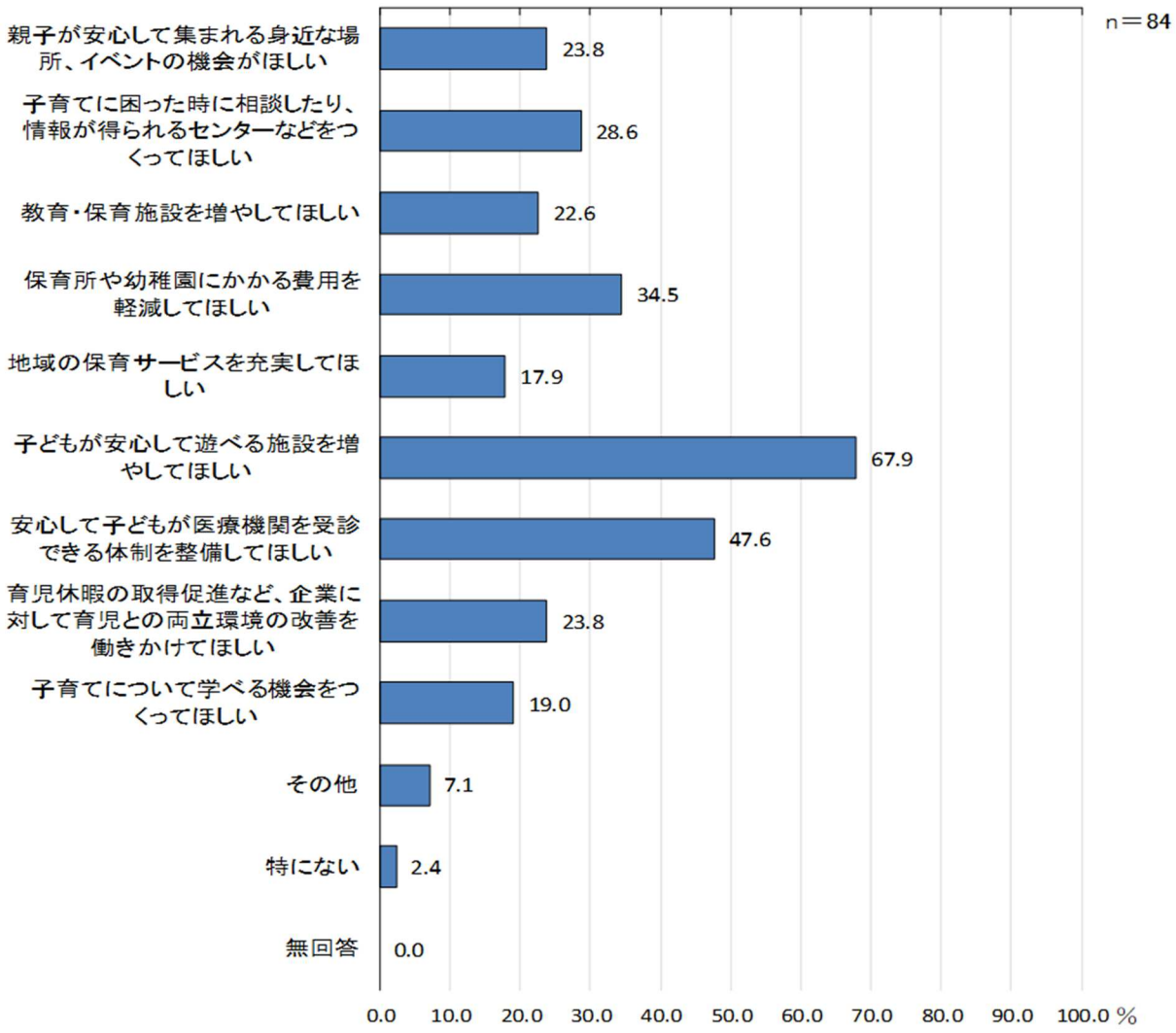

（ニーズ調査）

(4)こども本人の回答

①学校生活

どの年代も『楽しい』(「とても楽しい」「楽しい」の合計）がほとんどですが、「とても楽しい」は小学5・6年生で68.0%、中学生は47.8%、高校生等は12.5%となっています。

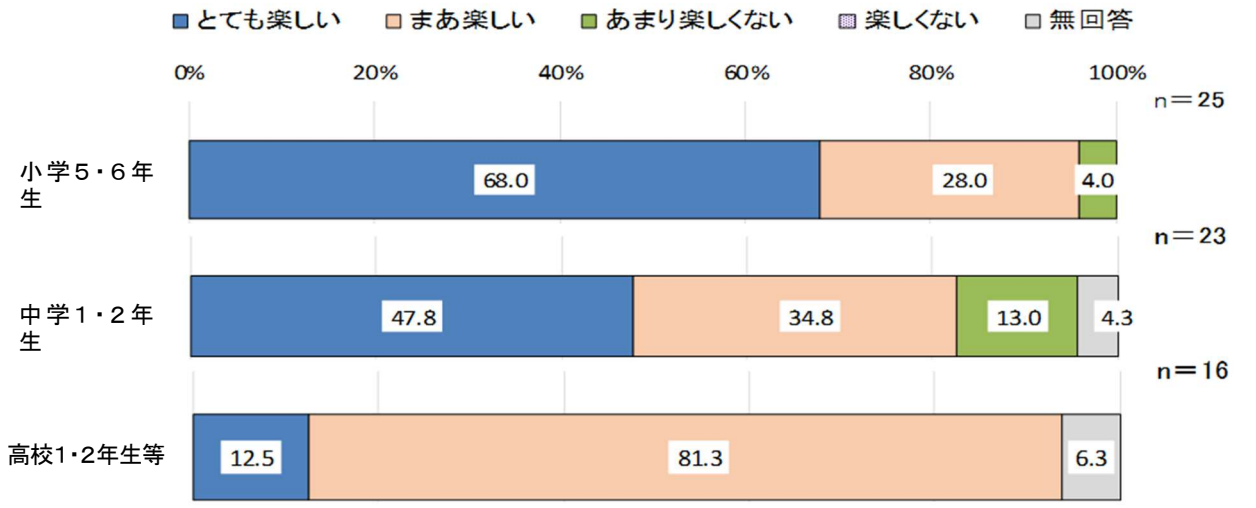

（ニーズ調査）

学校の授業の理解度について、小学5・6年生は「だいたいわかる」が52.0%、「いつもわかる」が24.0%、中学生は「だいたいわかる」と「教科によってはわからないことがある」がともに39.1%、高校生等は「だいたいわかる」が43.8%、「教科によってはわからないことがある」が37.5%となっています。

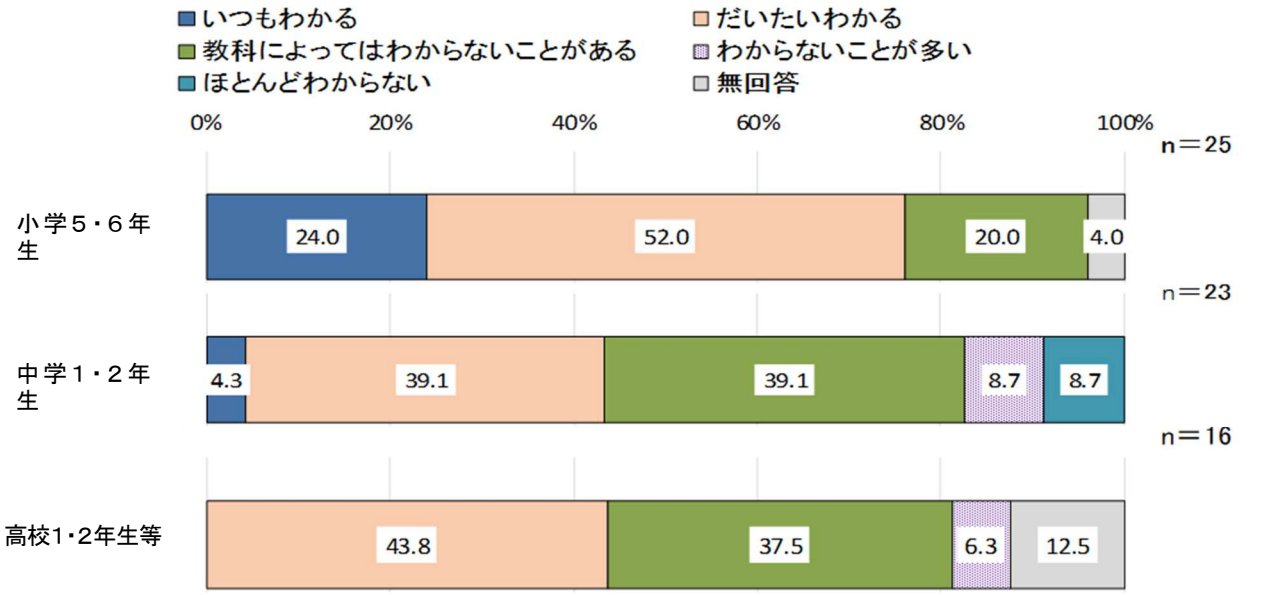

（ニーズ調査）

②一番ほっとできる場所

一番ほっとできる場所は、小学校５・６年生は「自分の家」が84.0%、「学校」が8.0%、中学生は「自分の家」が78.3%、「親せきの家」が8.7%、高校生等は「自分の家」が81.3%となっています。

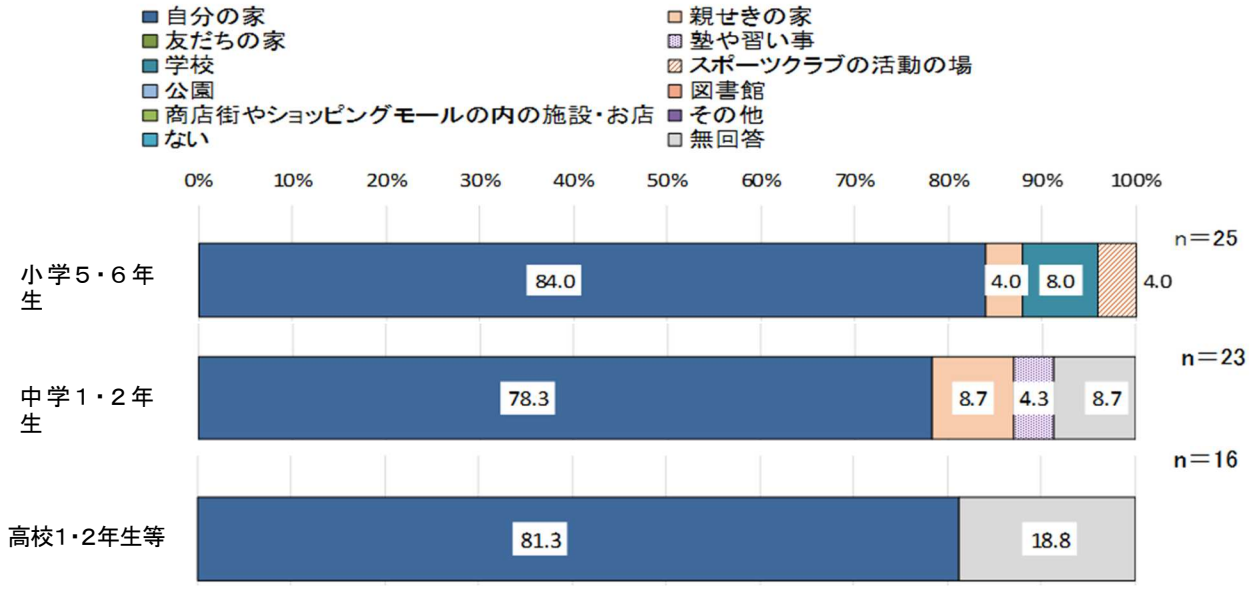

（ニーズ調査）

3　計画の基本方向

3-1 めざす方向

(1)基本理念

大熊町に想いをもつ「みんな」が、「まちづくり」に自分自身が関わっているという気持ちをもってこども・若者の育ちに関わって、後押しできる町をめざし、基本理念を設定します。

■基本理念

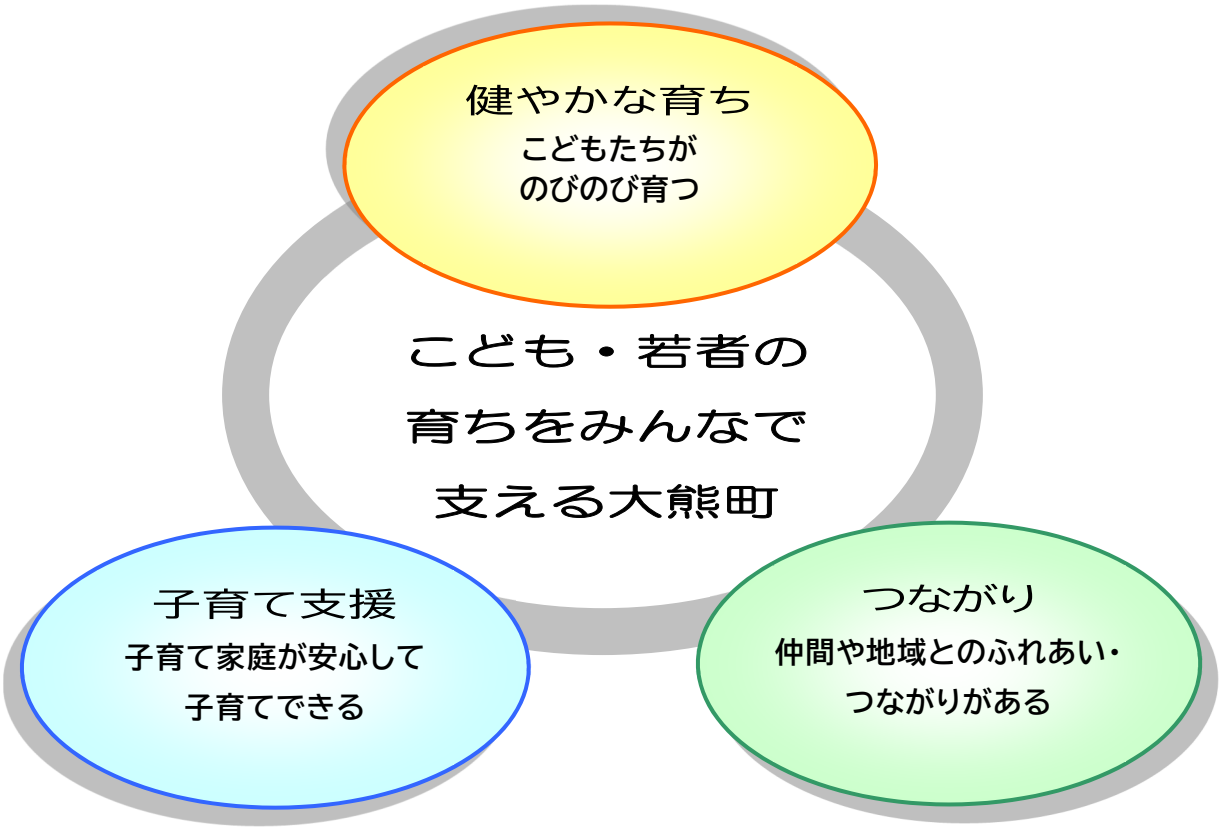

(2)基本視点

様々な取組を進めるうえで、以下の視点をふまえて推進します。

① こども・若者の視点

すべての場面でこどもの幸せを第一に考え、こどものためになり、こどもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。そして、特に子育ては男女と家族が協力して行うべきものであるという視点に立って取り組みます。

また、すべてのこどもと、その家庭を支援するという広い視点で推進します。

② 今の育ちを支援する視点

町内の一部避難指示が解除された中、こどもたちの多くは避難先で新しい環境に順応し、日々成長を遂げています。避難先自治体に協力をいただきながら、避難先での生活・教育・保育を的確に支援していくことが重要です。また、町内で暮らし、通学するこどもの育ちを地域が関わりながら支援します。

③サービス利用・提供の視点

こどもと子育て家庭の状況に配慮し、サービス利用者の視点に立った対応に努めるとともに、サービスの質の確保を図ります。あわせて、こどものためになる子育て支援をめざし、事業の点検等を行いながら推進します。

(3)大熊町復興計画との連携

令和５年12月に「大熊町第三次復興計画」を策定しました（～令和16年度、以下「復興計画」という）。大熊町に想いをもつ「みんな」が、住んでいる場所に関係なく、日々を暮らし、交流し、「まちづくりに自分自身が関わっているという自負心（＝シビックプライド）」をもって、ともにまちをつくっていくという想いを込めた「想いと誇りでつくるおおくま～くらし、つながる、みんなのまち」をコンセプトとし、３つの理念、それらをふまえた施策の６本柱に基づき、まちづくりに取り組んでいます。

本計画では、この復興計画を上位計画として、事業の調整と実施・推進を行い、保健福祉関連計画と連携を図りながら推進します。

3-2 基本目標

基本目標1 健やかな育ち
こどもたちがのびのび育つ

次代を担うこどもたちが、健康で、心豊かに育つことができるためには、こどもの視点に立ってこどもたちの成長を支援していくことが必要です。

心身の健やかな成長の支援をはじめ、一人ひとりの個性を大切にした教育や、様々な体験を通して豊かに成長できる環境整備を行い、「こどもたちがのびのび育つ大熊町」をめざします。

基本目標2 子育て支援
子育て家庭が安心して子育てできる

子育て家庭をはじめ、これからこどもを生み育てたいと考えている人が、安心してこどもを生み、子育てに意欲的に取り組んでいけるように支援していくことがこどもの成長に特に大事なことです。安心して子育てできる環境づくりに向け、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標3 つながり
仲間や地域とのふれあい・つながりがある

こどもと子育て家庭が、同年代のこどもや仲間とふれあい、つながりをもちながら成長し、子育てできるように支援していくことが特に重要です。避難生活が続くなか、情報提供やふれあいの場の確保などを図り、こどもと子育て家庭を支援していきます。

3-3 施策の体系

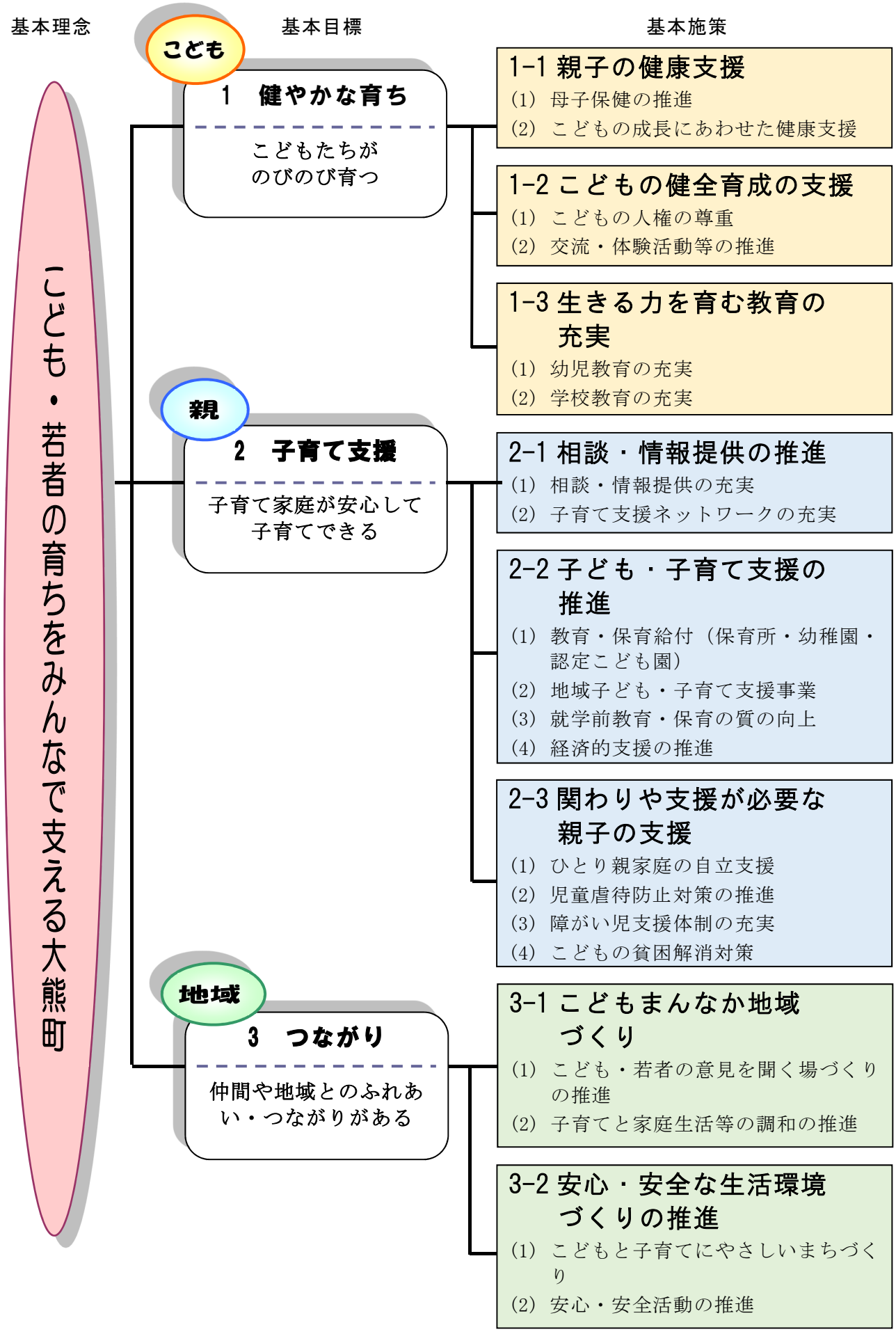
基本理念
基本目標
基本施策
こども・若者の育ちをみんなで支える大熊町
こども
1 健やかな育ち
こどもたちが
のびのび育つ
1-1 親子の健康支援
(1) 母子保健の推進
(2) こどもの成長にあわせた健康支援
1-2 こどもの健全育成の支援
(1) こどもの人権の尊重
(2) 交流・体験活動等の推進
1-3 生きる力を育む教育の充実
(1) 幼児教育の充実
(2) 学校教育の充実
親
2 子育て支援
子育て家庭が安心して
子育てできる
2-1 相談・情報提供の推進
(1) 相談・情報提供の充実
(2) 子育て支援ネットワークの充実
2-2 子ども・子育て支援の推進
(1) 教育・保育給付（保育所・幼稚園・認定こども園）
(2) 地域子ども・子育て支援事業
(3) 就学前教育・保育の質の向上
(4) 経済的支援の推進
2-3 関わりや支援が必要な親子の支援
(1) ひとり親家庭の自立支援
(2) 児童虐待防止対策の推進
(3) 障がい児支援体制の充実
(4) こどもの貧困解消対策
地域
3 つながり
仲間や地域とのふれあい・つながりがある
3-1 こどもまんなか地域づくり
(1) こども・若者の意見を聞く場づくりの推進
(2) 子育てと家庭生活等の調和の推進
3-2 安心・安全な生活環境づくりの推進
(1) こどもと子育てにやさしいまちづくり
(2) 安心・安全活動の推進

4 施策の展開

基本目標1 健やかな育ち

4-1-1 親子の健康支援

(1)母子保健の推進

①母子健康手帳交付・妊産婦健診

取組内容	担当課
妊娠期の健康管理と出産と育児の準備なども含め、妊娠期からの健康づくりを支援していきます。 震災以降は、県内避難者には町で母子健康手帳と妊婦健康診査受診券を交付し、県外避難者には原発特例法にて避難先自治体において交付しています。今後も妊産婦健診の受診しやすい環境づくりを進め、受診勧奨を行い、健康で安心して妊産期を過ごし、出産・子育ての準備ができるように支援します。 また、母子手帳アプリ「すくすく♡おおくまっこ by 母子モ」を令和６年度から運用しています。	健康保険課

今後の方向

本庁舎、各出張所、連絡事務所で母子健康手帳と妊婦健診受診券を交付しており、面談などの機会を確保して相談支援に努め、妊娠・出産・育児を切れ目なく支援できるよう継続的に努めます。

令和７年度には「こども家庭センターおおくまっこ」を設置し、母子保健と児童福祉の両機能が連携・協働し、妊娠期から切れ目なく相談体制を強化していきます。

②妊婦訪問、新生児・乳幼児訪問

取組内容	担当課
早期から関わりをもつことで、産後うつの発見や虐待のおそれ、養育上課題を抱える家庭、こどもの発育で支援が必要な家庭などへのフォロー体制の充実に努め、子育てへの不安を軽減し、子育てに自信がもてるよう支援していきます。 妊娠 32 週ごろ、育児パッケージを持参しながらの妊婦訪問や新生児・乳幼児訪問で赤ちゃんや母親や父親の心配なこと、困っていることについて保健師や看護師が家庭訪問を実施しています。 県外避難者には、原発特例法にて避難先自治体において実施しています。	健康保険課

今後の方向

今後も避難先の自治体や県、助産師会の協力を得て実施していきます。訪問後、支援が必要な世帯には「こども家庭センターおおくまっこ」が中心となり、関係機関と連携をとりながら訪問後のフォローや相談などに対応します。

③乳幼児健診事業

取組内容	担当課
こどもの健やかな発育・発達や育児不安等の対応のためにも重要な健	健康保険課

診です。町としては未受診がないよう受診勧奨に努め、健診の事後フォローをもれなくつなぐことを重要課題として、乳幼児健診を推進していきます。令和７年度より町内での乳幼児健診の実施を再開します。 避難先では引き続き、原発特例法にて避難先自治体で実施してもらい、結果の報告を受けています。	
今後の方向	
今後も継続して乳幼児健診を実施し、受診勧奨と必要に応じて健診の事後フォローに努めます。	

④予防接種事業

取組内容	担当課
未接種児を減少できるように、予防接種の日程についてきめ細かく情報提供するとともに、予防接種対象者に通知し、接種を呼びかけています。 県外では原発特例法による避難先自治体での実施となっています。	健康保険課
今後の方向	
今後も継続して実施します。	

⑤健康教育・相談

取組内容	担当課
震災以降、町で乳幼児健診を実施していなかったので、避難先自治体の健診等で乳幼児の事故防止や離乳食などについての啓発・情報提供を実施してもらっています。また、町のお知らせ等の郵送時に上記の情報提供を行っています。 令和７年度から町内で乳幼児健診の実施を再開するため、健康教育・相談できる場を関係機関と連携し検討していきます。	健康保険課
今後の方向	
今後も継続して実施します。	

⑥健診後のフォロー

取組内容	担当課
乳幼児健診等で要経過観察になった乳幼児のフォローが課題です。 保健師や看護師が訪問や電話でお子さんや保護者の状況を確認し、必要に応じて相談会や育児の教室等にご案内しています。 現状は避難先で実施されている乳幼児発達支援事業や教室につないでもらっている状況であり、今後も継続して取り組みます。	健康保険課
今後の方向	
今後も継続して実施します。	

⑦発達に関する相談

取組内容	担当課
乳幼児から18歳未満の子とその保護者に対して、発育・発達に関する臨床心理士や医師等への専門的な相談の場を継続して提供します。 避難先においても避難先自治体での相談会に参加できるようにしており、今後も参加を支援していきます。	健康保険課

また、こどもの発達を促すために保育園・幼稚園・学校や療育施設等と連携し、発達支援していきます。	
今後の方向	
今後も継続して実施します。	

(2)こどもの成長にあわせた健康支援

①小・中学校での健康教育の推進

取組内容	担当課
学校保健、学校安全、学校給食（食育）を連携して充実を図りながら実施します。児童が自身の健康に関心をもち管理できる健康教育を推進していきます。	教育総務課
今後の方向	
児童の心と体の健康をサポートできるよう、各機関で連携を図り指導に努めます。	

②食育の推進

取組内容	担当課
栄養士を中心に、離乳食の作り方やバランスのとれた食事の作り方、食の大切さの啓発を集団指導・個別指導で行っていきます。こどもたちが自身の健康に関心をもち、望ましい食習慣を身に付ける食育活動を推進していきます。	健康保険課 教育総務課
今後の方向	
今後も継続して実施し、児童の将来の健康につながる食育活動をめざします。また、整備を予定している学校給食施設の稼働後は、施設での食育も取り入れていきます。	

③思春期保健の推進

取組内容	担当課
学校の指導計画に、性に関する教育やたばこ・お酒・薬物等が人の健康に与える影響について盛り込むよう、計画的に指導していきます。	教育総務課
今後の方向	
性＝生であることを踏まえ、学校教育のあらゆる場で指導を実施していきます。	

④ブックスタート事業

取組内容	担当課
育児世帯に絵本を配布することにより、親子の交流を促進し、絵本を通して親子のスキンシップや語りかけが、こどもの言葉や心を育てるのに大切だということを伝えていきます。 平成26年４月から事業を再開しており、家庭訪問、健康相談や健康教育の場で手渡しし、県外に避難している町民等には郵送で実施します。	健康保険課
今後の方向	
今後も避難生活が続く中、なるべく家庭訪問、健康相談や健康教育の場で手渡しをしていきます。	

4-1-2 こどもの健全育成の支援

(1)こどもの人権の尊重

①こどもの権利擁護の推進

取組内容	担当課
こども一人ひとりの人権、人格を尊重し、のびのびと成長できるように、ふるさとまつり等のイベントでこどもの権利擁護についての意識啓発を進め、また権利擁護のための啓発活動を実施しています。また、人権擁護委員の活動を支援しています。	住民税務課

今後の方向

各種イベントや集会があった際は、継続して啓発活動に取り組んでいきます。

②こどものための相談支援体制づくり

取組内容	担当課
こどもの悩みや心の問題に適切に対応し、健やかな成長を支援するため、学校での相談窓口などが各種相談事業等での連携を図り、こどものための相談援助を行います。 令和７年４月に発足した「こども家庭センターおおくまっこ」を中心として、こどもや保護者が抱える課題に一体的に対応し、関係機関と連携しながら、ともに解決の道を探ります。	福祉課 教育総務課

今後の方向

「こども家庭センターおおくまっこ」を着実に運営してまいります。

(2)交流・体験活動等の推進

①交流活動等の推進

取組内容	担当課
令和6年度から県立移動図書館車あづま号の資料を活用し、保健センター開放日の図書の貸し出しや来館者への読み聞かせを実施しています。	生涯学習課

今後の方向

令和７年度から絵本のふれあい体験（乳幼児健診での読み聞かせや読書相談）を実施します。保護者も含めた読書推進活動を啓発し、幼少期から親子で絵本とふれあえる環境づくりを支援します。

②体験活動の推進

取組内容	担当課
令和６年度に再開した高齢者大学（ニューもみの木大学）が学び舎ゆめの森のこどもたちとｅスポーツ体験をするなど、多世代の人と一緒に体験活動を行っています。 また、町の中高生を姉妹都市のオーストラリア・バサースト市に派遣する人材育成事業「おおくま希望の翼」を実施しています。	生涯学習課 福祉課

今後の方向
令和７年度から地域学校協働活動をスタートさせ、こどもたちや地域住民の居場所としてコミュニティサロンを開催します。また「地域人財」とのネットワークを強化し、今後の事業基盤をつくるとともに、将来的には放課後児童クラブや地域住民、学生ボランティア等を中心に町内で学習支援や体験活動を通じた多種多様な交流を行います。 地域と学校をつなぎながら体験活動を行うとともに、広くこどもたちが参加できる事業を検討します。

③スポーツ・レクリエーション活動

取組内容	担当課
スポーツクラブや学校での部活動などができる環境にはありませんが、サッカーサークルや卓球サークル等にこどもたちが自主的に参加しています。 また、こどもでも参加できるスキー教室などを町が主催しています。	生涯学習課

今後の方向
町内でスポーツできる環境が少しずつ整いつつあり、自主的な活動も見られます。このような取り組みを支援してさらなるスポーツ・レクリエーション環境の整備に努めます。

4-1-3 生きる力を育む教育の充実

(1)幼児教育の充実

取組内容	担当課
令和５年度より町内で認定こども園が開園し、通園児も増えてきています。幼児教育の重要性をふまえ、研修等による教員の指導力向上に努めます。また、幼児が主体的に遊び込める環境を構築することで、一斉保育型から多様な個に対応した遊びへの転換を図っています。	教育総務課

今後の方向
園児一人ひとりにあった活動、支援を行います。また、義務教育課程に切れ目や継ぎ目なくつながるシームレス型保育を継続します。

(2)学校教育の充実

①確かな学力と生きる力の育成をめざした教育内容の充実

取組内容	担当課
ひとり１台のタブレットで AI 型教材を活用し、自由進度学習も取り入れた授業で、探求を深化させていく深い学びを実現していきます。 時間割を自ら組み立て、得意を伸ばし苦手に向き合い、学びの自己マネジメント力を育てていきます。	教育総務課

今後の方向
継続して ICT 教育を推進します。児童の習熟度に応じた学習環境をデザインし、主

体的な学びを引き出していきます。

②開かれた学校運営の推進

取組内容	担当課
地域と児童・生徒との交流は、学校行事の一環であるスポーツフェスティバルや芋煮会を通じて、地域の方々との親睦・交流を深めています。 また、令和７年度よりコミュニティスクールにおいて、学校と地域の課題を議論してまいります。	教育総務課

今後の方向

地域の方々との親睦・交流を深めながら、こどもたちの豊かな成長を支え地域とともにある学校づくりに向けて、令和７年度よりコミュニティースクールを導入します。

③学校での読書活動の推進

取組内容	担当課
学び舎ゆめの森の学校図書を充実させ、読書活動や読み聞かせを中心に継続して取り組んでいます。読書を通して表現力を高め、想像力（創造力）や知識を豊かなものにしていきます。	教育総務課

今後の方向

こどもたちが本に接するための環境を整備し、探究的な学習活動での学校図書の利活用など、主体的に読書に興味・関心を持てるような活動を推進することで、より深い読書活動となるよう取り組みます。

④インクルーシブな学び

取組内容	担当課
ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公正性）、インクルージョン（包摂性）の視点ですべての子どもたちについて、個別の支援計画を活用しながら、共通理解を基盤とした支援に繋げています。	教育総務課

今後の方向

多様な個性や特性を持つ子どもたちの成長を支えていくために、合理的な配慮による支援をすることで、多様性を尊重し、Well-being を追究する包摂的な優しい場所となることを目指しています。

⑤国際理解教育の推進

取組内容	担当課
異文化を尊重し、異なる文化を持った人々とともに生きていく資質や能力の育成や国際社会におけるコミュニケーション能力の育成等を目指し、多文化共生事業を展開しております。	教育総務課

今後の方向

国際理解教育の充実を図り、多文化共生の考え方が根付く取り組みを推進します。

基本目標2　子育て支援

4-2-1　相談･情報提供の推進

(1)相談･情報提供の充実

①子育てに関する相談窓口の連携

取組内容	担当課
「こども家庭センターおおくまっこ」を総合窓口として、妊産婦から子育て期まで切れ目ない支援の実現を目指しています。避難者に対しても、避難先自治体と連携して相談体制の確立を図っています。	福祉課 健康保険課

今後の方向

「こども家庭センターおおくまっこ」に気軽に相談できる体制づくりと周知に努めます。

②子育て支援に関する情報提供の充実

取組内容	担当課
町の公式ホームページに開設したサブサイト「大熊子育てポータルサイト」を通じて情報提供に努めています。また、冊子「大熊町子育てハンドブック」を新たに作成し、妊産婦に配布しています。	福祉課 健康保険課

今後の方向

出産・子育てに関する最新情報が必要な方に適切に届くよう、ポータルサイトの更新や広報紙での周知等を行います。

(2)子育て支援ネットワークの充実

①民生児童委員活動の充実

取組内容	担当課
町内での児童の見守りは実施できていない状況ですが、今後、再開できるよう検討しています。	福祉課

今後の方向

活動の方向性について協議します。

②子育てサークルの活動支援

取組内容	担当課
今後は、子育て広場などの集団活動の中でリーダー的存在を発掘し、活動を支援します。	福祉課

今後の方向

学び舎ゆめの森が町内に開校し、子育て世代が徐々に増えていくことが見込まれるため、子育てサークルの活動支援を行っていきます。

③子育て支援ネットワークづくり	
取組内容	担当課
学校のネットワーク機能や子育てサークルなど新たな団体の動きを踏まえ、町全体へのネットワークの広がりを模索してきました。	福祉課 健康保険課 教育総務課
今後の方向	
引き続きネットワークの形成を促進します。	

4-2-2 子ども・子育て支援の推進

(1)教育・保育給付(保育所・幼稚園・認定こども園)

取組内容	担当課
令和５年度に町内で認定こども園を開園しました。無償化や保育士確保によって、保育の受け皿整備と保育の質の確保向上に取り組んでいます。 また、町外の施設を利用している世帯には、保育料を助成し、安心して保育サービスが受けられるように支援しています。	教育総務課
今後の方向	
認定こども園の運用と給付認定を適正に行い、町内での子育て支援を継続実施します。また、保育料助成については、令和元年 10 月以降の無償化後も無償化対象とならない避難世帯への助成を継続し、負担軽減を図ります。	

(2)地域子ども・子育て支援事業

①延長保育等	
取組内容	担当課
令和５年度のニーズ調査の結果を県経由で避難先に情報提供し、体制の確保を避難先自治体に依頼してきました。町内の保育については学び舎ゆめの森で対応しています。	福祉課 教育総務課
今後の方向	
引き続き町内と避難先での適切な対応に努めます。	

②一時預かり事業	
取組内容	担当課
町内においては学び舎ゆめの森で実施しており、町外での支援体制の確保を避難先自治体に依頼しています。	福祉課 教育総務課
今後の方向	
引き続き町内と避難先での適切な対応に努めます。	

③子育て短期支援事業	
取組内容	担当課
町内で事業が実施できない状況です。	福祉課
今後の方向	
郡内連携による実現可能性の模索や、避難先自治体への協力依頼などに努めます。	

④病児・病後児保育事業	
取組内容	担当課
町内で事業が実施できない状況です。	福祉課
今後の方向	
必要な人材の確保、医療機関の再開状況等を考慮のうえ検討します。	

⑤ファミリー・サポート・センター事業	
取組内容	担当課
町内では実施できていない状況です。	福祉課
今後の方向	
放課後児童クラブなど他事業との兼ね合いを考慮しつつ、地域の子育てニーズに応じて事業実施の可能性を探ります。	

(3)就学前教育・保育の質の向上

取組内容	担当課
町内では学び舎ゆめの森を中心とした取り組みに努めています。避難先でもサービス利用者支援を行っています。	福祉課
今後の方向	
引き続き町内外での支援に当たります。	

(4)経済的支援の推進

①児童の養育に関する経済的支援	
取組内容	担当課
「児童手当」が令和6年10月より新基準となり、以下の点が拡充されてより手厚い支援となっています。 ①所得制限上限額と所得上限限度額が撤廃 ②中学校修了→18歳到達後最初の年度末まで対象の拡充 ③第3子以降の支給額が30,000円/月へ増額。第3子以降のカウント方法が変更され、これまで高校生年代の児童から第1子としてカウントしていたが、今後は22歳に到達して年度末までのこども（大学生時代）からカウントする方法に変更	福祉課

今後の方向	
適切な支給に努めており、転出や転入に伴う二重支給などがないよう他自治体と連携していきます。	

②乳幼児医療費・子ども医療費の助成

取組内容	担当課
平成24年10月から福島県「子ども医療」制度が開始され、平成26年３月からは全国の医療機関で窓口無料となっていますが、すべての医療機関で理解いただいているわけではないので一部負担が発生しているのが現状です。	福祉課
今後の方向	
今後も県の制度に基づき実施します。	

③出産祝金等支給事業

取組内容	担当課
町独自の施策として出産・出生届時に町内に住所を有する人に出産祝金等を支給しています。また、大熊町で結婚して世帯をもった方に、結婚祝金を支給しています。	福祉課 住民税務課
今後の方向	
町勢発展のため、いずれの祝金も継続して支給してまいります。	

④就学等を援助する事業

取組内容	担当課
町内の認定こども園と義務教育学校については、保育料の減免や町立校の就学支援金によって実質無償としています。また、通学を支援するため、スクールバスを運行しています。 また、町外で避難を続ける世帯については、保育料助成や避難先の小中学生を対象とした被災児童生徒就学援助によって保護者負担を軽減しています。 このほか、義務教育就学時に保護者へ就学時祝金を支給しています。	教育総務課 福祉課
今後の方向	
町立認定こども園・義務教育学校での無償化、スクールバス運行、就学時祝金支給を継続して実施します。 避難世帯への保育料助成については、令和元年 10 月以降の無償化後も無償化対象とならない世帯への助成を継続し、負担軽減を図ります。また、避難世帯への被災児童生徒就学支援事業は国の補助事業であることから、避難世帯の状況を踏まえて、制度の継続を国に要望していきます。	

4-2-3 関わりや支援が必要な親子の支援

(1)ひとり親家庭の自立支援

①相談体制の充実

取組内容	担当課
支援を要するケースに関しては「こども家庭センターおおくまっこ」により包括的に支援します。町外に避難している町民については、避難先自治体に協力をお願いしている状況です。	福祉課 健康保険課

今後の方向

「こども家庭センターおおくまっこ」による包括的な相談体制を展開していきます。

②ひとり親家庭経済的支援

取組内容	担当課
全町避難の時は庁舎機能自体が避難先でしたが、帰町後は現況調査の提出も行い、児童扶養手当も継続しています。	福祉課

今後の方向

町内に在住している方以外は避難者特例法に基づき避難先で手続きを実施してもらっており、今後も同様に対応します。

(2)児童虐待防止対策の推進

①児童への虐待防止の啓発と早期発見

取組内容	担当課
虐待対応については、児童相談所等と情報を共有し、「こども家庭センターおおくまっこ」として関係機関での協力体制を見直し、虐待等の未然防止を図ります。	福祉課 健康保険課

今後の方向

「こども家庭センターおおくまっこ」として、関係機関との協力体制を強化し、切れ目のない支援を行います。

②児童の保護

取組内容	担当課
県内の各児童相談所をはじめ関係機関と協力しながら対応しています。	福祉課

今後の方向

対象ケースが増加傾向にあることを考慮し、さらなる連携の強化を図ります。

③大熊町要保護児童対策地域協議会の運営

取組内容	担当課
避難先のケースでは情報が得にくいこともありますが、児童相談所からの通告や窓口等での相談などで課題を抱えるこども・家庭を把握し、適切な支援ができるように関係機関と連携して対応しています。	福祉課

今後の方向
特定妊産婦など対象ケースが増加傾向にあります。庁舎内及び関係機関との連携を密に行い、協議会を確実に運営します。

(3)障がい児支援体制の充実

①障がい児保育・教育の充実

取組内容	担当課
町保健師と各関係機関との必要な情報については適宜共有ができており、個別会議を開催しています。	福祉課 健康保険課 教育総務課
今後の方向	
障がい児の相談や福祉サービス利用につながるよう取り組んでいきます。	

②障がい児福祉サービスの推進

取組内容	担当課
令和 3 年度より 8 町村で 4 つの法人に障がい児の相談支援事業を委託しています。会津圏域は他町村の避難者が少ないため、大熊町のみが委託しています。	福祉課
今後の方向	
相談やサービス利用者の増加への対応と、町内帰還者に対する福祉サービスの強化のための8町村連携など、帰還に伴う新たな対応、体制確保について検討していきます。	

③双葉地方地域自立支援協議会との連携

取組内容	担当課
障がいのある方々が双葉郡内で安心して暮らせるよう、地域の共通課題を共有し、解決策を協議しています。	福祉課
今後の方向	
各町村と連携して地域課題の解決を目指します。	

④障がい児の養育に関する経済的支援の推進

取組内容	担当課
特別児童扶養手当、障害児福祉手当、医療費の助成等を行っています。	福祉課
今後の方向	
引き続き適切に実施していきます。	

(4)こどもの貧困解消対策

①学習支援の継続

取組内容	担当課
こどもたちが安心できる居場所づくりや学習の遅れに対する支援に取	福祉課

り組んでいます。放課後児童クラブを中心に学習支援を実施しています。

今後の方向

こどもたち一人ひとりに適切な学習方法で教えられる学習支援を実施していきます。

②児童の養育に関する経済的支援（再掲）

取組内容	担当課
「児童手当」は令和6年10月より新基準となり以下の点が拡充されてより手厚い支援となっています。 ①所得制限上限額と所得上限限度額が撤廃 ②中学校修了→18歳到達後最初の年度末まで対象の拡充 ③第3子以降の支給額が30,000円/月へ増額。第3子以降のカウント方法が変更され、これまで高校生年代の児童から第1子としてカウントしていたが、今後は22歳に到達して年度末までのこども（大学生時代）からカウントする方法に変更	福祉課

今後の方向

適切な支給に努めており、転出や転入に伴う二重支給などがないよう他自治体と連携していきます。

③乳幼児医療費・子ども医療費の助成（再掲）

取組内容	担当課
平成24年10月から福島県「子ども医療」制度が開始され、平成26年３月からは全国の医療機関で窓口無料となっていますが、すべての医療機関で理解いただいているわけではないので一部負担が発生しているのが現状です。今後も県の制度に基づき実施します。	福祉課

今後の方向

今後も県の制度に基づき実施します。

④出産祝金等支給事業（再掲）

取組内容	担当課
町独自の施策として出産・出生届時に町内に住所を有する人に出産祝金等を支給しています。また、大熊町で結婚して世帯をもった方に、結婚祝金を支給しています。	福祉課 住民税務課

今後の方向

町勢発展のため、いずれの祝金も継続して支給してまいります。

⑤就学等を援助する事業（再掲）

取組内容	担当課
町内の認定こども園と義務教育学校については、保育料の減免や町立校の就学支援金によって実質無償としています。また、通学を支援するため、スクールバスを運行しています。 また、町外で避難を続ける世帯については、保育料助成や避難先の小中学生を対象とした被災児童生徒就学援助によって保護者負担を軽減しています。	教育総務課 福祉課

このほか、義務教育就学時に保護者へ就学時祝金を支給しています。

今後の方向

町立認定こども園・義務教育学校での無償化、スクールバス運行、就学時祝金支給を継続して実施します。

避難世帯への保育料助成については、令和元年 10 月以降の無償化後も無償化対象とならない世帯への助成を継続し、負担軽減を図ります。また、避難世帯への被災児童生徒就学支援事業は国の補助事業であることから、避難世帯の状況を踏まえて、制度の継続を国に要望していきます。

基本目標3　つながり

4-3-1　こどもまんなか地域づくり

(1)こども・若者の意見を聞く場づくりの推進

交流の場づくり

取組内容	担当課
震災前に実施していたこども議会を、令和7年度、試行的に再開します。	議会事務局 教育総務課

今後の方向

こども議会は令和８年度以降も開催できるかどうか検討します。
こども議会以外の交流機会も設けられるよう、それぞれの部署で検討します。

(2)子育てと家庭生活等の調和の推進

①家庭教育等の推進

取組内容	担当課
令和６年度、学び舎ゆめの森に通うこどもたちのご家庭に習い事に関するアンケートを実施しました。この結果を参考として、地域学校協働活動や生涯学習事業等、町でできることを検討しています。	生涯学習課

今後の方向

地域学校協働活動や生涯学習事業を活用し、家庭教育等の充実を目指します。

②事業所への意識啓発

取組内容	担当課
育児休業や介護休業制度の普及・利用促進や、働き方の見直しを含めた子育てにやさしい就労環境の整備について、事業所への意識啓発に努める事業です。	福祉課

今後の方向

引き続き事業所へ意識啓発に努めていきます。

③男女共同参画社会づくりの推進

取組内容	担当課
男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援を受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるよう男女共同参画社会の啓発に努めています。	生涯学習課

今後の方向

啓発を続けるとともに、仕事、家庭、地域生活など多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現できるよう、協議体などをつくって検討していきます。

4-3-2 安心･安全な生活環境づくりの推進

(1)こどもと子育てにやさしいまちづくり

①人にやさしいまちづくりの推進

取組内容	担当課
町が整備する新たな施設については、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を促してきました。	福祉課

今後の方向

引き続きバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設整備を検討します。

②遊び場の確保

取組内容	担当課
町内の環境整備事業にあわせて遊び場の確保・整備を検討してまいりました。	福祉課

今後の方向

新たな施設整備が計画されるタイミング等に、遊び場確保確保の可能性を探ってまいります。

③住まいの整備促進

取組内容	担当課
公営住宅等については、復興計画に基づき確保と適切な利用を促進します。	生活支援課

今後の方向

住宅の取得や修繕費の補助、民間賃貸住宅の建設補助および修繕費補助、民間賃貸住宅の家賃支援などの様々な施策を実施します。また、新たな町営住宅の整備については、町内の居住状況や民間事業者の賃貸住宅の動向などをふまえて検討します。

(2)安心･安全活動の推進

①児童健全育成活動

取組内容	担当課
放課後児童クラブを学び舎ゆめの森に設置し、遊びや生活を主とする健全育成活動に取り組んでいます。	福祉課 教育総務課

今後の方向

こどもの見守りのあり方について、町全体の課題ととらえて検討してまいります。

②地域の安全活動の推進

取組内容	担当課
防犯指導隊、防犯パトロール委託事業による見守り活動を実施しています。また、令和６年度より交通教育専門員による立哨活動を町内で再開しました。	環境対策課

今後の方向
関係機関と連携して交通安全教室を実施していきます。また、通学時の交通教育専門員による児童の見守りを継続して実施していきます。

③チャイルドシート等購入設置の奨励

取組内容	担当課
満６歳未満の乳幼児を乗車させるために必要なチャイルドシート等の購入に際して、10,000円を限度として購入価格の一部を助成する事業です。	環境対策課

今後の方向
今後も継続して実施します。

5 子ども･子育て支援事業計画

5-1 子ども･子育て支援事業の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の２つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

■子ども・子育て支援制度の全体像

教育･保育給付	地域子ども･子育て支援事業
(1)施設型給付 ･認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付（認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育･保育施設」と称され、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育･保育施設」と呼びます。） (2)地域型保育給付 ･小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（施設型給付及び地域型保育給付は、早朝･夜間･休日保育にも対応） (3)児童手当 (4)施設利用等給付	･利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業など19の事業が規定されました。（これらの事業は、都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施されます。）
※子ども･子育て支援法以外の事業 ･私立認可保育所（現行の制度のまま、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者からの料金の徴収も市町村が行います。） ･新制度へ移行しない私立の幼稚園（事業者は私学助成･幼稚園就園奨励費の補助を受けます。）	

また、子ども・子育て支援新制度の下では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、こどもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の３区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供することとなります。

■認定区分と提供施設

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定 （教育を希望する場合）	幼稚園又は 認定こども園	4時間
2号認定	満3歳以上	保育認定 （保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合）	保育所又は 認定こども園	8～11時間
3号認定	0～2歳	保育認定 （保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合）	保育所又は 認定こども園	8～11時間

5-2 教育･保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第２項において、子ども・子育て支援新制度では、教育・保育提供区域の設定について、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定を行うこととなっています。地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況等から設定することとされており、本町では、町全域を１区域の設定とします。

5-3 計画期間のこども数と潜在的家族類型

(1)こども数の推移と今後の見込み(0～5歳)

計画期間中の児童数について、令和３年～令和６年（各年４月1日現在）の１歳ごと男女別人口（住民基本台帳人口）を基に、コーホート変化率法にて推計しました。なお、（）内の人数は、町内に居住する推計児童数です。

	実績(人)			計画期間の推計児童数(就学前)(人)				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0 歳	50	37	46	49(2)	50(5)	49(5)	50(5)	50(5)
1 歳	53	50	34	43(7)	46(5)	47(10)	46(10)	47(10)
2 歳	72	50	52	35(5)	45(10)	48(10)	49(10)	48(10)
3 歳	61	69	53	55(6)	37(7)	48(10)	51(13)	52(13)
4 歳	99	59	70	53(5)	55(7)	37(10)	48(11)	51(13)
5 歳	91	99	60	71(6)	54(7)	56(10)	38(11)	49(13)
計	426	364	315	306(31)	287(41)	285(55)	282(60)	297(64)

(2)潜在的ニーズを加味した家族類型割合(ニーズ調査)

ニーズ調査の結果から、0～５歳のこどものいる世帯を就労状況等から分類すると以下のとおりとなっています。現在は保護者の就労状況から区分し、潜在は就労意向とフルタイムへの転換希望等を加味して区分したものです。

■就学前児童のいる世帯の家族類型

		現在(件・%)		潜在(件・%)	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	1	1.8	1	1.8
タイプB	フルタイム×フルタイム	16	29.1	24	43.6
タイプC	フルタイム×パートタイム(月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)	13	23.7	10	18.2
タイプC’	フルタイム×パートタイム(下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)	2	3.6	11	20.0
タイプD	専業主婦(夫)	23	41.8	9	16.4
タイプE	パート×パート(双方月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)	0	0.0	0	0.0
タイプE’	パート×パート(いずれかが下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)	0	0.0	0	0.0
タイプF	無業×無業	0	0.0	0	0.0
	全 体	55	100.0	55	100.0

5-4 幼児期の学校教育・保育

(1)特定教育・保育(施設型給付)

施設型給付は、認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指します。保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」といわれ、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。

①1号・2号(3～5歳)

■前計画時の１号認定及び２号認定の見込み量（人）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
見込み量	140	132	148	139	128	121	122	116	113	106
	272		287		249		238		219	

※この表は避難先の町民も人数に含まれています

■本計画期間の１号認定及び２号認定の見込み量及び供給量（人）

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
見込み量	21	18	5	15	21	18	21	18	21	18
	39		20		39		39		39	
供給量	39		20		39		39		39	

②3号(0～2歳)

■前計画時の３号認定の見込み量（人）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
見込み量	0	19	0	19	0	18	0	17	0	27
	19		19		18		17		27	

■本計画期間の３号認定の見込み量及び供給量（人）

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
見込み量	5	20	5	20	5	20	5	20	5	20
合計	25		25		25		25		25	
供給量	25		25		25		25		25	

(2)地域型保育給付

地域型保育給付は、０～２歳の３号認定者を対象に、以下の４つのサービス実施主体を町が認可して実施します。保育ニーズとしては、０～２歳の保育サービスに含まれます。

■地域型保育給付

事業名	対象年齢	事業の内容
小規模保育	0～2歳	・少人数（6～19人）を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
家庭的保育	0～2歳	・保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に、きめ細かな保育を行います（保育ママなど）。
居宅訪問型保育	0～2歳	・個別のケアが必要な場合（障がい・疾患など）や、保育等の施設がない地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います（ベビー・シッター）。
事業所内保育	0～2歳	・会社や事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。

5-5 地域子ども・子育て支援事業

	事業名	内容
①	時間外保育事業（延長保育事業）	通常の保育時間（11 時間）を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。
②	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	仕事などで日中保護者が家庭にいない小学校児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。
③	子育て短期支援事業（ショートステイ）	「ショートステイ」は、保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院においてこどもを一定期間（原則7日間）預かる事業です。 「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設においてこどもを預かる事業です。
④	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	公共施設や保育所などの身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。
⑤	一時預かり事業	幼稚園における預かり保育のほか、就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、週３日を限度に保育所に預けることができる事業です。
⑥	病児・病後児保育事業	病気やけがの児童（病児）及び回復期にある児童（病後児）を、専門の保育室で看護師・保育士などの専門職員により預かるサービスです。
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員となり、地域の中で、子育てを助け合う相互援助活動です。
⑧	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。
⑨	妊婦健康診査事業	妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況などを定期的に確認する妊婦健診にかかる費用の一部を、公費で負担します。
⑩	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。

	事業名	内容
⑪	利用者支援事業	こどもや保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業の利用などについて、情報の集約と提供を行い、こどもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じる事業です。また、それらの人々に必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡や調整等を行います。
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得に応じて、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費を公費で助成する事業です。
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	事業者の多様な能力を活用した特定教育・保育施設の設置、または運営を促進するための事業です。
⑭	子育て世帯訪問支援事業（新規）	要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を対象に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。
⑮	児童育成支援拠点事業（新規）	養育環境の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に児童の居場所となる拠点を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。
⑯	親子関係形成支援事業（新規）	要支援児童・要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的としたこどもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。注視しながら本事業の実施について調査研究していきます。
⑰	妊婦等包括相談支援事業（新規）	妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により情報提供を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行うものです。
⑱	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）	0歳6か月～満3歳未満児で保育所等に未就園の児童が1か月あたり 10 時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる通園制度です。
⑲	産後ケア事業（新規）	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。施設でサポートを受ける日帰り型と宿泊型、そして自宅で受ける訪問型があります。

①時間外(延長)保育事業

■前計画時の見込み量（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	98	97	91	87	83

■本計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	21	21	21	21	21
供給量	21	21	21	21	21

②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

■前計画時の見込み量（人）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	49	29	46	25	47	23	44	25	47	23

■本計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	17	11	15	13	15	15	15	17	15	15
供給量	28		28		30		32		30	

③子育て短期支援事業(ショートステイ)

■前計画時の見込み量（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0

■本計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

■前計画時の見込み量（月延人回）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	431	397	413	395	388

■本計画期間の見込み量及び供給量（月延人回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

⑤一時預かり事業

■前計画時の見込み量（年間利用日数）

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	幼稚園	2号認定	左記以外	幼稚園	2号認定	左記以外	幼稚園	2号認定	左記以外	幼稚園	2号認定	左記以外	幼稚園	2号認定	左記以外
見込み量	337	4,316	448	355	4,547	413	308	3,948	430	294	3,763	411	271	3,471	404

■本計画期間の見込み量及び供給量（年間利用日数）

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	幼稚園	左記以外	幼稚園	左記以外	幼稚園	左記以外	幼稚園	左記以外	幼稚園	左記以外
見込み量	100	20	100	20	100	20	100	20	100	20
供給量	100	20	100	20	100	20	100	20	100	20

⑥病児・病後児保育事業／ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

■前計画時の見込み量（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	48	47	45	43	41

■本計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■前計画時の見込み量（年間あたり利用平均日数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0

■本計画期間の見込み量及び供給量（年間あたり利用平均日数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

注）5歳児の保護者にきいた低学年、高学年時のファミサポの利用希望の割合で算出

⑧乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児の家庭に、保健師等が訪問し、育児やこどもの発育の状況等を把握し、母子保健事業などの情報提供をはじめ、必要に応じて相談や指導に対応しています。

■前計画時の見込み量（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	79	73	71	69	69

■本計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	50	50	50	50	50
供給量	50	50	50	50	50

注）0歳児数

⑨妊婦健康診査

■前計画時の見込み量（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1,106	1,022	994	966	966

■本計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	50	50	50	50	50
供給量	50	50	50	50	50

注）0歳児数×14 回

⑩養育支援訪問事業

■前計画期間の見込み量（対象家庭数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	－	－	－	－	－

■本計画期間の見込み量及び供給量（対象家庭数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

⑪利用者支援事業

■前計画時の見込み量（実施か所数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	－	－	－	－	－
実績	－	－	－	－	1

■本計画期間の見込み量及び供給量（実施か所数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1	1	1	1	1
供給量	1	1	1	1	1

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に擁する費用等を助成する新規事業です。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

本事業は特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための新規事業です。

⑭子育て世帯訪問支援事業【新規】

■本計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

⑮児童育成支援拠点事業【新規】

■本計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

⑯親子関係形成支援事業【新規】

■本計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

⑰妊婦等包括相談支援事業【新規】

■本計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	50	50	50	50	50
供給量	50	50	50	50	50

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

■本計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	－	0	0	0	0
供給量	－	0	0	0	0

⑲産後ケア事業の提供体制の整備【新規】

■本計画期間の見込み量及び供給量（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

5-6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第６１条第２項第３号関係】

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組の推進、０～２歳に係る取組と３～５歳に係る取組の連携に関することを記載することが求められています。

町としては、低年齢児の保育体制の充実など、就学前児童の教育・保育体制の充実をめざします。また、教育ニーズについて継続して把握します。

①認定こども園の普及に係る基本的考え方

こども園など就学前児童の教育・保育の場について検討します。

②教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を示し、実施していきます。

③地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や連携を図ります。

④保育所・幼稚園・こども園と小学校との連携

認定こども園と義務教育学校の子どもたちがシームレスに学ぶ環境のもと、行事や授業での交流、教員の人事交流等で連携を図ります。

5-7 総合的な施策の推進

①産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

休業取得者の増加、共働き世帯の保育ニーズの増大などから低年齢児の保育体制の確保について検討します。

②こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の推進などで関係機関との連携等が重要となります。

③労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働きやすい職場環境の整備、育児休業等制度の周知、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発などに努めます。

④こどもの居場所づくり指針の推進

こどもの居場所づくり指針をふまえ、学校施設の活用方策、各種体験機会などの居場所づくりを推進します。

⑤児童虐待防止対策の充実

児童福祉法の改正をふまえ、支援を必要とするこどもや妊婦の早期把握、要保護児童対策地域協議会の取組の強化に努めます。また、こども家庭相談拠点の確保に取り組みます。

⑥幼児期の教育・保育の質の向上

幼児期の教育・保育の質の向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの確保に努めます。

6 計画の推進に向けて

6-1 共生社会の実現に向けた町民との協働

できる限り大熊町のこどもたちの育ちを見守り、支援できるよう、避難先での生活、帰町に向けた生活環境などの視点で、町と町民が相互に連携し協力したり、助け合ったり、役割分担しあう取組を進めます。

6-2 計画の進行管理

計画期間に庁内の関係課で実施状況の点検・検討を行い、住民及び福祉推進協議会等に報告します。計画年度内に提供予定がないサービスでも、利用者の要望や需要等を勘案して、追加・変更を行うなどの措置を講ずる可能性があります。

本計画の基本目標の達成に向けた各種事業の実現にあたっても、本町の財政状況、避難状況をふまえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実に推進するよう努めます。さらに帰町に向けた条件・情勢を把握し、その見通しに基づいた事業展開を図っていきます。

6-3 特例事務による推進

(1)指定市町村(福島県内)

いわき市　田村市　南相馬市　川俣町　広野町　楢葉町　富岡町　大熊町
双葉町　浪江町　川内村　葛尾村　飯舘村

(2)特例事務(11法律268事務)

【医療・福祉関係】
- 要介護認定等に関する事務（介護保険法）
- 介護予防等のための地域支援事業に関する事務（介護保険法）
- 養護老人ホーム等への入所措置に関する事務（老人福祉法）
- 保育の利用に関する事務（児童福祉法）
- 予防接種に関する事務（予防接種法）
- 児童扶養手当に関する事務（児童扶養手当法）
- 特別児童扶養手当等に関する事務（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
- 乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務（母子保健法）
- 障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者総合支援法）
- 施設型利用給付費、地域型保育給付費及び施設等利用費の支給に関する事務（子ども・子育て支援法）

【教育関係】
- 学齢児童生徒の就学に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）
- 義務教育段階の就学援助に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）

資料編

1 大熊町福祉計画推進協議会設置条例

（平成 12 年 9 月 27 日条例第 34 号）

（設置）

第１条　大熊町における保健福祉に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大熊町福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第２条　協議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査及び審議する。

(1)　保健福祉に係る計画の策定に関すること。

(2)　保健福祉に係る施策の推進、運営及び進捗状況に関する事項

(3)　保健福祉に係る町民の苦情及び要望に関する事項

(4)　その他保健福祉に係る施策の効果的推進に関する事項

（組織）

第３条　協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

２　委員は、保健医療機関及び社会福祉事業を営む者並びに福祉団体、学識経験者及び町民の内から町長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　特定の職により委嘱された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　協議会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　会議は、委嘱された委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（専門部会）

第７条　協議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

２　専門部会は、委員長の命を受け、専門的事項を調査及び審議する。

（部会長及び副部会長）
第８条　専門部会に、専門部会の委員の互選により部会長及び副部会長を置く。
２　部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。
３　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
（専門部会の会議）
第９条　専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が主宰する。
２　部会長は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。
（庶務）
第 10 条　協議会の庶務は、福祉課において処理する。
（委任）
第 11 条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 13 年 10 月 22 日条例第 25 号）

この条例は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。

附　則（平成 16 年 12 月 17 日条例第 20 号）

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附　則（平成 21 年 12 月 24 日条例第 32 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 9 月 21 日条例第 26 号）

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（令和元年 6 月 14 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和元年 5 月 1 日から適用する。

2 委員名簿

番号	役　職	氏　名	選出区分	備　考
1	鈴木医院長	鈴 木　　重 榮	医療機関	
2	もみの木苑所長	北郷　由香里	社会福祉事業	
3	社会福祉協議会事務局長	半 杭　　裕 明	社会福祉事業	委員長
4	民生児童委員協議会長	根 本　　友 子	福祉団体	
5	民生児童委員協議会副会長	松 﨑　　政 教	福祉団体	
6	身体障害者福祉会長	愛　場　　誠	福祉団体	
7	町保健委員長	池 田　　義 明	学識経験者	
8	町保健協力員代表	東海林　雅子	学識経験者	
9	老人クラブ連合会長	髙 野　　一 郎	学識経験者	
10	社会福祉士	髙 瀬　　芳 子	学識経験者	副委員長

3 策定経過

年月日	内容
令和６年３月８日（金） ～３月 27 日（水）	大熊町子ども・子育てに関するニーズ調査
令和７年１月 20 日（月）	令和６年度　第１回福祉計画推進協議会 （１）大熊町こども計画　について （２）第２期いのち支える大熊町自殺対策行動計画　について
令和７年３月	令和６年度　第２回福祉計画推進協議会（書面開催）

大熊町こども計画

発 行 日：令和７年３月
編　　集：大熊町福祉課
発　　行：大熊町
住　　所：〒979-1306
　　福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717
Ｔ Ｅ Ｌ：0240-23-7197（子育て支援係）